

# 第二百十三回国会 参議院 外交防衛委員会 會議録第六号

令和六年三月二十六日(火曜日)

午後一時三十分開会

委員の異動

三月二十五日

吉川ゆうみ君

川田 龍平君

小西 洋之君

宮崎 勝君

三月二十六日

山口那津男君

補欠選任

窪田 哲也君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

小野田紀美君

佐藤 正久君

若林 洋平君

水野 素子君

上田 勇君

石井 苗子君

有村 治子君

生稲 晃子君

猪口 邦子君

柘植 芳文君

中曽根弘文君

松川 るい君

三宅 伸吾君

柴 慎一君

福山 哲郎君

窪田 哲也君

松沢 成文君

榎葉賀津也君

國務大臣

外務大臣

副大臣

外務副大臣

外務副大臣

大臣政務官

法務大臣政務官

外務大臣政務官

外務大臣政務官

外務大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣法制局第一部長

法務省大臣官房審議官

法務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

外務省大臣官房審議官

山添 拓君  
伊波 洋一君  
高良 鉄美君  
上川 陽子君  
木原 稔君

辻 清人君  
清人君  
芳文君

中野 英幸君  
高村 正大君  
深澤 陽一君  
穂坂 泰君

中内 康夫君

木村 陽一君  
松井 信憲君  
吉田 雅之君  
中村 仁威君

金子万里子君  
藤本健太郎君  
宮本 新吾君  
高橋美佐子君  
坂 康之君  
英 浩道君

防衛省大臣官房審議官 今給黎 学君

防衛省大臣官房審議官 米山 栄一君

防衛省防衛政策局長 加野 幸司君

防衛省整備計画局長 青柳 肇君

防衛省地方協力局長 大和 太郎君

防衛装備庁装備政策部長 坂本 大祐君

防衛装備庁技術戦略部長 松本 恭典君

本日の会議に付した案件  
○政府参考人の出席要求に関する件  
○外交、防衛等に関する調査  
(防衛装備移転に関する件)  
(防衛力の整備に関する件)  
(日露関係に関する件)  
(オスプレイの飛行再開に関する件)

○委員長(小野田紀美君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、宮崎勝君、川田龍平君、小西洋之君及び吉川ゆうみ君が委員を辞任され、その補欠として山口那津男君、福山哲郎君、柴慎一君及び生稲晃子君が選任されました。

また、本日、山口那津男君が委員を辞任され、その補欠として窪田哲也君が選任されました。

○委員長(小野田紀美君) 政府参考人の出席要求

に関する件についてお諮りいたします。

外交、防衛等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣法制局第一部長木村陽一君外十六名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小野田紀美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小野田紀美君) 外交、防衛等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○水野素子君 立憲民主党、神奈川県選出の水野素子でございます。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今日、私もぜひお尋ねしたいと思っております。

私の地元神奈川県は米軍施設が多いんですね。PFAS、騒音あるいは土地利用制限など、たくさん課題提起を皆様からいただいております。

前回、三月二十二日の上川大臣の御答弁、日米地位協定に基づく日米合同委員会の運営は適切だと断言なさったことに関しまして、私はその多少違和感をはり持つものであります。

また、三月十二日の質疑で、馬毛島基地建設の必要性につきまして防衛省より、米軍の安全性確保のために馬毛島に基地建設を、造ると、この御答弁に關しまして、種子島を始め、国民の安全性、また暮らしに大きな犠牲が払われていることにつきまして違和感を持つものであります。

私たちは公務員でございますので、外国の利益の前に、そもそも国民のニーズにかなう行動を行うことが大前提だと

考えます。

そこで、外務大臣にお尋ねいたします。

外交の満足度に対する国民の意識調査は行っていますか。行っているのであれば、以下二点について説明をいただきたい。

一つ目、PFASと在日米軍に関連する課題への対応、日米地位協定の改正や日米合同委員会の構造改革など、枠組みの改善交渉の必要性。

二つ目です。国連女子差別撤廃委員会からの勧告と日本の対応方針、特に以下四点につきまして、女子差別撤廃条約の選択的議定書の批准、二つ目、夫婦別姓を選択できる制度の導入、三つ目、DV防止への実効的措置、四つ目、離婚後養育費の拡充でございます。

よろしく願います。

○国務大臣(上川陽子君) 外交政策を円滑に遂行するに当たりましては、国民の理解と支持が不可欠でございます。そのため、外務省は、その時々々の主要外交問題にしまして国民の皆様の考え方を聴取し、外交政策の立案や戦略的な発信につなげるべく、平成十二年度からほぼ毎年度、外交政策につきまして国内の世論調査を実施をしております。

まず、その中におきまして、在日米軍に関する、あるいは地位協定に関する調査、これを行っていかどうかという御質問でございますが、直近の調査であります令和四年度の外交に関する国内世論調査におきましては、在日米軍に関する課題や、また日米地位協定の是非についての調査は行っておりません。この件につきましては、これまで、平成十七年度であります、日米安全保障体制に関する意識調査におきまして、米軍施設・区域が沖縄に集中していることへの対策について調査が行われまして、五五%が沖縄の米軍施設・区域の規模を縮小するとの回答ございました。

また、女子差別撤廃条約選択議定書に規定されております様々な制度等でございますが、これにつきましては、調査につきましては行っておりま

す、行っておりません。

それから、夫婦別氏にしましての制度の導入についてありますが、これにつきましては外務省の所管外ということでございます。

それから、あとは、DV防止に関する、係る措置につきましては、これにつきまして外務省の所管外の事項でございます。

さらに、離婚後の養育費を拡充するなどの国連の女子差別撤廃委員会の勧告等に関する関連の調査でございますが、この離婚後の養育費の問題については外務省の所管外の事項でございます。

必要十分であったかよく分かりませんが、一連の今の時事の中で、外交のその時々々の課題や、課題や問題について広く国民の皆様に意見を聴取するということについては、世論調査という形で十二年度から定期的に行っているという状況でございます。

○水野素子君 世論調査を定期的に行うこと、とても大事なことで、やっていらっしゃることとでございますが、日米地位協定のこと、PFASのことも含めて大変いろんな課題が起きてきておりますし、また、女子差別撤廃条約、この後申し述べますけれども、様々な意見がござっておりますので、是非、時宜を捉えた国民の意識を外交に反映させていただきたいと存じます。

資料一の方を御覧くださいませ。こちら、日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク、JNNCの意見、こちら恐らく御覧になったことあるのではないかと思います、院内集会で配られていたものでございます。

女子差別撤廃委員会の指摘に対して、このような課題があるのではないかとございまして、選択的議定書の批准も、二十数年にわたり注目すべき制度としながら進展がなかったというふうな意見が来ております。そして、早期批准に踏み出すべきであると。

そして、選択的夫婦別姓、これ保持できる、同じ氏を保持できるということでありまして、最近、通称利用という違うやり方が出てきているよ

うに、逆に後退しているのではないかと私も感じますけれども、女子差別撤廃委員会の指摘は結婚前の姓を保持するでございますので、その辺りも是非勘案が必要かと思えます。

次のページですけれども、DVに関しても、DV防止法ということで一歩進んでいるわけでございますが、DVの認定方法について、海外ではDVの認定機関がきちんとある場合も増えてきていますので、そういったところも我が国も海外と比べて頑張っていかなければならないのではないかと思います。

そして、養育費はこの後申し述べたいんですけども、是非、今日午前中、予算委員会でも三上議員、我が党の、あつ、済みません、会派のですね、指摘されていましてけれども、上川大臣は、選択的夫婦別姓導入について、二〇〇二年の請願の紹介議員であられます。また、二〇〇七年の男女共同参画担当大臣時のインタビューで、このために議員として活動してきたという記事も載せて、今もホームページに載せていらっしゃいます。是非、今、この選択的夫婦別姓につきまして今リーダーシップを発揮していただきたいということをお願いいたします。

そして、共同親権、この資料のうち養育費というところがございまして、今重要な法案がかかっておりますので、関連して、少し内容に海外と比較におきましても課題があるように、その課題が丁寧に議論されなままに法制化されることに心配の声が上がっておりますので、関連質問をさせていただきます。

今般の法案で、離婚後共同親権、当事者の合意がなくとも裁判所が認める可能性があるようでございますが、合意がない場合には認めるべきではない、もし認めるとしてもごく限定的であるべきではないかというふうな考えです。というのは、紛争が増加するからであります。

親権と監護権の定義が曖昧なままでも共同親権を認めると、紛争が多発するのではありませんか。特にDV被害者の方から、身の危険を感じて心配

が多く声が上がっております。もっと丁寧な検討が必要と感じますが、法務省の方、お願いいたします。

○大臣政務官(中野英幸君) お答えさせていただきます。

本改正案は、DVの場合のように、父母双方が親権者と定めることにより子の利益を害すると認められたときは裁判所が必ず単独親権と定めなければならぬとするなど、DVのある事案に対しても配慮をする内容となっております。したがって、委員御指摘をいただいたような場合に不必要な紛争が多発するとの懸念には当たらないと考えております。

その上で、国民に不安が広がることなく、本改正案の内容が正しく理解されるよう、適切かつ十分な周知、広報に努めてまいりたいと存じます。

○水野素子君 今回の法案、様々な問題があると思っておりますけれども、親権の定義と監護権の定義がそれぞればらばらで、そして両方にその分掌をすることを認めてしまっていますので、何が今まさに子供と一緒に住んでいる人が決められるのか、単独でというところをはっきりしないとたくさん紛争につながりますので、その辺り、法制度構築におきましては丁寧にしっかりと行っていただきたいと思えます。

二点目ですけれども、日本は養育費の不払率が本当に高いです。もし共同親権を認める場合であれば、その認定の際に十分な水準の養育費の支払の確保の確保が前提となるべきだと思いますけれども、その点につきましてはいかがでしょうか。

○大臣政務官(中野英幸君) お答えいたします。父母の双方が離婚後も適切な形で子の養育に関わりその責任を果たすことは、子の利益の観点から重要であると考えております。また、委員御指摘のとおり、養育費の履行確保は子の健全な成長のために重要な課題であるとも認識をさせていただきます。

また、委員御指摘のとおり、養育費の履行確保は子の健全な成長のために重要な課題であるとも認識をさせていただきます。



民法改正案では、裁判所が父母の離婚後の親権者を判断するに当たっては、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他の一切の事情を考慮しなければならぬとしており、養育費の支払の有無もその一つの要素になると考えております。

もつとも、別居親が養育費の支払をすることができない理由には様々な事情があると考えられるため、養育費の支払の有無のみで一律に判断すべきことではないと考えさせていただいております。以上でございます。

○水野素子君 大事な要素であるとおっしゃっていただきましたので、是非、よほど例外でない限りは養育費というのをきちっと払った上で共同で育てていくというのであれば、やはり前提としておかしくなるのではないかと思います。

そしてさらに、もう一点お尋ねしたいんですけども、養育費、これ、今回、法定養育費というのを認められるということで、これ自体は画期的なことではございますが、この水準が私は大変課題があるというか、心配をしております。

これ、一説によると、親権としては、親権としては、一説ではなくて、親権としては、自分と同等程度の生活水準をすることが親の扶養義務、離婚後においてもというふうに親権を定義しておきながら、この法定養育費につきましては、生活水準程度、物すごく低くなるというふうな御説明を想定として聞いております。

やはり、親権が自身と同等の生活水準であるのであれば、法定養育費も同じ水準でなければ、我が国の母子家庭貧困率は本当に高く、五〇％ほどの母子家庭が貧困になっているわけですから、やはり、単に払われるのではなくて、水準についてもしっかりと法制化していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○大臣政務官(中野英幸君) お答えしたいと思います。改正法案において新設する法定養育費制度は、

父母が養育費の取決めをせずに離婚した場合に、養育費の取決めを補充する趣旨で、父母の生活水準に即した養育費の取決め等がなされるまで当面の間、父母の収入等を考慮せずに、離婚時から一定の額を養育費に請求をすることができるといっております。

このような法定養育費制度の補充的な性格を鑑み、改正法案では、法定養育費の額を、子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情を勘案して法務省令として定める一定額とすることとさせていただきます。以上でございます。

○水野素子君 今、当面の間、本来望ましい、自己と同等の、それは大学は出ている人であれば大学を出すことまでも見越した十分な水準が必要であるものの、当面の間というふうにおっしゃられたと思っております。

そういう意味では、今、政府が、養育費の支払目標というのが日本は大変低いんですね。参考資料二、御覧いただきまして、そうであれば、当面の額の支払をもって、政府が、この参考資料二にありますが、二〇四〇年、二〇三〇年です。たすね、済みません、二〇三一年に受領率を四〇％としか設定していない目標で、大変低いと思うんです。

この目標自体も上げていただきたいんですけども、今のような当面の養育費をもってこの目標達成率に加算されるということはさすがにないと思うんですけども、ちょっと所掌が違うかもしれないんですけども、先ほど来の十分どころというのは、自分が大学なら大学のレベル、そういったことが本来望ましく、そういった望ましい水準のものをもって政府の目標としていくという意気込みについてお願いたします。

○大臣政務官(中野英幸君) 繰り返して恐縮でございますが、改正法案において新設する法定養育費制度は、父母が養育費の取決めをせずに離婚した場合に、養育費の取決めを補充する趣旨で、父母の生活水準に即した養育費の取決め等がなされるまでの当面の間の、父母の収入等を考慮せずに、離婚時から一定額の養育費を請求することができるといっております。

このような法定養育費制度の補充的な性格を鑑み、改正法案では、法定養育費の額を、子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情を勘案して法務省令で定める一定額とすることとさせていただきます。以上でございます。

現時点での養育費の達成目標を見直すことは考えておりませんが、法案が成立した場合に、関係省庁と連携をして、必要に応じてその在り方について検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○水野素子君 是非、日本においては養育費の不払率が高くて、そしてそれが母子家庭貧困の大きな原因となっておりますので、是非、十分な水準の養育費を支払われる、それを、法律ではなくても、政令、政省令でもガイドラインでもしっかりと指針を示していただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りたいと思っております。次の質問は、前回の続きでございます。すけれども、本日、閣議決定で、次期戦闘機、輸出解禁されたということで、私も、これもまた閣議決定かということも後々お尋ねしたいんですけども、そもそも、防衛装備移転三原則と憲法の関係、もう一度私は防衛省にお尋ねしたいと思っております。

私は、この質管令、いわゆる防衛装備移転三原則というのは、外国為替及び外国貿易法、外為法の運用方針であると思っております。その現場において実務に多少携わったことのあるんですけども、大分、最近随分このこと変わってきたなというふう感じて、改めて学ばせていただきました。

現在、急激にこの防衛装備移転三原則、変更が重ねられていく、しかも閣議で重ねられていくしまいがちでございます。この原則の変更、変更されていくこの原則のベースライン、これが憲法なのか国際法なのかというところ、このベースラインをしっかりと整理、確認することが大事である、そこがスタートラインであると思っております。もう一度改めて問います。

国連憲章と憲法の前文、九条の平和主義には差異があるわけですが、技術移転、輸出に対して憲法の平和主義に付随する制約、先般、法制局からは憲法解釈についてのみでしたが、憲法解釈に基づく制約又は憲法以外でも実務上の制約というものが存在するのでしょうか、イエスカノーで端的にお願いします。まず、そこまでお願いいたします。

○国務大臣(木原稔君) イエスカノーかというところ、なかなか簡単に答えられる答弁はできないんですが、憲法の平和主義につきましては、憲法の前文、その前文がその立場に立つことを宣明したものであると解しているところです。

憲法前文は、それ自体で具体的な法規規性を有するものではなく、政府の個々具体的な行動を規律する規範ではないということから、防衛装備の移転が憲法前文によって法的に制約されているということはないというふうな考えをしております。

その上で、国連憲章を遵守することの平和国家としての基本理念を堅持することとされている防衛装備移転三原則に基づいて防衛装備を移転することは憲法の平和主義の精神にのっとったものであると考えております。

また、憲法第九条については、あくまでも我が国自体の戦力の不保持や武力の行使について定められたものであることから、防衛装備移転を規律するものではないというふうな、そのように解しております。

○水野素子君 今おっしゃられましたのは、基本的には憲法は部品や武器などの輸出に関して縛ることはないということかと存じます。そういう答弁だったかと理解します。

そして、外為法、これ国際法ベースのことですが、武器輸出三原則、そしてそれを改変した防衛

装備移転三原則はなぜ必要なのでしょうか。改めてお願いいたします。

○国務大臣(木原稔君) どうして必要になったかという、そういう過去の経緯も含めてお答えしますと、一九七六年の三木内閣の政府統一見解において、国際紛争等を助長することを回避するため慎重に対処することが述べられておりまして、実質的には全ての地域に対して輸出を認めないこととなったというふうには承知しております。

その上で、二〇一四年に新たな安全保障環境に適合するよう防衛装備移転三原則が策定をされましたが、これは、それまでに個別の必要性に応じて重ねてきた例外化措置の経緯を踏まえまして、これを包括的に整理しつつ、移転を認め得るケースの限定も含めて明確な原則を定めたものであります。

その上で、一昨年末の国家安全保障戦略において、防衛装備移転は、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出などのための重要な政策的手段と位置付けられるとともに、制度の見直しについて検討することとされたところ、こういつたことを踏まえて、昨年十二月に防衛装備移転三原則等の一部改正を行い、また本日、閣議決定及び運用指針の一部を改正するというに至ったところでございます。

いづれにしましても、国連憲章を遵守するとの平和国家の基本理念やこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ、これまで同様、厳正かつ慎重に対処する方針であることに変わりはないでございます。

○水野素子君 今丁寧に御説明いただきましたけれども、こう理解してよろしいのでしょうか。基本的には、貿易管の武器等輸出に関しても関わってくる外為法のこの法令に関しまして、国際法の基準、すなわち国連憲章に、範囲内での輸出をしている中におきまして、こちらの参考資料三にありまますように、例えば仕向け先、最終需要者の適切性などを確認するエンドユース確認をするというところは、国際法の準拠しているものよりは、憲

法の平和主義の考え方により、より慎重な制約を付けて確認をしているということなんでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○政府参考人(坂本大祐君) お答えを申し上げます。

防衛移転、装備移転三原則及び運用指針は、外国為替及び、外為法の運用基準及びその指針を定めるものでございます。

先ほど大臣からお答え申し上げましたとおり、憲法前文にしろ九条にしろ、これにより規範される、規律されるものではないということでございます。

○水野素子君 もう一度お尋ねしたいんですけども、そうであれば貿易管だけで、武器輸出三原則とか要らなくなってしまうわけですね。

で、それに対して、国際法ベースよりは限定は付けるからこそ資料三のように厳格審査というのを行われているんだろうと思うんですけども、すなわち、国際法で、国連憲章の範囲よりは、この厳格審査により憲法の平和主義の理念を基に審査をなさっている。そういうような意味では、一般的な国際法のレベルよりは限定的に運用されているというふうには理解するんですけど、違うんでしょうか。

○政府参考人(坂本大祐君) お答えを申し上げます。先ほど御答弁申し上げましたとおり、三原則、それから運用指針は、外為法の運用基準と指針というところでございます。

どのように武器の輸出について運用していくのかということより細かく定めておるものではないかと、その中で、我が国の平和主義の基本的な理念にのっとった形で装備移転を進めるために三つの原則、その中には、今委員が述べられたような厳格審査であるとか、あるいは適正管理の確保ということなどを定めておりまして、これをしっかりと堅持しているところでございます。

○水野素子君 御丁寧にありがとうございます。

さて、そのような厳格審査等を行っていくわけですけれども、そういった中で、結果的にですよ、結果的に我が国からの輸出のないは同盟国等からの再輸出が憲法の平和主義の逸脱につながるようなことになってしまったら、そのようなおそれがあるとしたら、これらの運用指針、憲法違反ではないかというような疑念はある、起きてしまう可能性がおります。

そのため、このような文書、憲法解釈に関わる原則文書、与党のみが閣議決定するのではなく、国会で丁寧に、こちらから質問しなくても、事前に議論して国民の総意を反映すべきではないかと思っておりますけれども、この点、防衛大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(木原稔君) 防衛装備移転三原則におきましては、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念を堅持することとされておられて、この防衛装備移転三原則は憲法の平和主義の精神にのっとったものであるというふうにお考えであるというのとは先ほど申し上げたところであり、憲法の平和主義の逸脱であるとかあるいは憲法違反とは私どもは考えておりません。

いづれにしても、今御指摘のように、国民の皆様ご理解を得ることというのは極めて重要でございます。ですので、本日閣議決定が行われたところではありますけれども、引き続き、その政府としての考え方については、このように国会における質疑などを通じてこれは適切に説明、しっかりと説明をしてまいりたいと、そのように思っております。

○水野素子君 是非お願ひいたします。

その観点で一点、先に順番、更問の方先に行きますけれども、防衛装備品・技術移転協定の締結に今回十五か国、今のところですね、こちらに輸出することですけれども、これ増加する可能性があるんじゃないでしょうか。歯止めもないように見えるんですけども、どんどん増えるということはあるのでしょうか。大臣、お願ひいたします。この場合は外務大臣と聞いていま

すけど。

○国務大臣(上川陽子君) この我が国は、相手国と我が国との間の安全保障面での協力関係、また協力候補案件、また分野の存在等を検討した上で防衛装備品・技術移転協定の締結の要否、これを決定しているところでございます。

政府といたしましては、同盟国等との連携の強化の観点から、必要に応じて防衛装備品・技術移転協定の締結に取り組んでいくと考えてございます。

○水野素子君 それで、閣議決定でいいのかというのをやはり聞きたくなってしまうんですね。

というのは、技術移転協定、外為法など国内法令に関係するものであり、再輸出の可能性が出てくる相手方に問題がないか、あるいは協力条件も問題がないか、これをしっかりと確認すべきです。閣議ではなく、技術移転協定については少なくとも国会の審議が必要ではないでしょうか。外務大臣、お願ひいたします。

○国務大臣(上川陽子君) まず、防衛装備品、この技術移転協定であります。これは防衛装備品及び技術の移転等に関する一般的な法的枠組みを制定するものでありまして、移転をされる防衛装備品の適正な使用及び管理等につき定めるものでございます。すなわち、この協定自体によって我が国に特定の防衛装備品の移転を義務付けるものではないでございます。

防衛装備品・技術移転協定に基づきましてどのような義務を負うのかということでありまして、協定に規定されているとおり、国内法令及び予算の範囲内で実施されるものでありまして、それゆえ現政府として締結してきている状況であります。

国内法令であります。この法令の中には、先ほど来御審議いただいております、御言及いただいております国会で審議、可決されました外国為替及び外国貿易法等が含まれていることから、国会で審議、可決されました法律の中で対応するものとなるわけでありまして。



よって、防衛装備品等、技術移転協定につきま  
しては、同協定の締結に当たり国会の承認を要す  
るものではないと考えております。

○水野素子君 この点引き続き私ももう少し学ん  
でいきたいと思うんですけども、いずれにして  
も、全て閣議、閣議、閣議でどんどん進めていけ  
るということについて、少し慎重に国会での議論  
というのを行うべきであろうと私は思います。

次に、質問を変えさせていただきます。防衛研究  
につきましてお尋ねいたします。

防衛研究、大変大事だと私はJAXAにおりま  
したので思っております。そもそも、日本が保有  
すべき抑止力というのは具体的にどのようなもの  
をお考えか、防衛大臣、お願いいたします。

○国務大臣(木原稔君) 我が国への武力攻撃に対  
する抑止力についての御質問でございます。

まず、総論的に申し上げますと、我が国の防衛力  
を抜本的に強化することで日米同盟の抑止力、対  
処力や同志国等との連携が強化をされ、それによ  
って、我が国の防衛に係る意思と能力を相手に  
しっかりと認識をさせて、我が国を過小評価をさ  
せず、また相手方にその相手方の能力を過大評価  
させない、こうしたことによつて我が国への侵攻  
を抑止することというふうに考えております。

このような考えの下で、防衛力の抜本的強化に  
当たっては、スタンドオフ防衛能力や統合防空ミ  
サイル防衛能力、あるいは指揮統制・情報関連機  
能を始めとした七つの分野を重視することとして  
おります。

防衛省としては、国民の命と暮らしを守り抜く  
という政府の最も重大な責務を果たすために、戦  
略三文書に基づく防衛力の抜本的強化を着実に実  
現し、我が国の抑止力、対処力を向上させること  
で武力攻撃そのものの可能性を低下させていくと  
いう、そういう考えに基づいております。

○水野素子君 武力紛争を低下させる、大変大事  
だと思えます。そして、私は、抑止力の重要な柱  
は戦争を未然に防ぐ情報収集力、これが大変大事  
だと私は思っております。北東アジアなど、我が

国の防衛上重要な地域で他国に頼らない一次情報  
の収集力が大変大事だと考えています。

現在保有する人工衛星等により十分な一次情報  
を収集できていますか。防衛大臣、防衛省、お願  
いいたします。

○国務大臣(木原稔君) 一次情報という御指摘が  
ございましたが、宇宙領域を活用した情報収集に  
つきましては、我が国周辺国等の意思と能力を常  
時継続的かつ正確に把握していくために、これ極  
めて重要だというふうに思っております。

このため、情報収集衛星や民間の商用衛星等の  
画像の取得を通じた収集、分析体制の強化に継続  
して取り組むとともに、常時継続的な目標情報の  
探知・追尾能力の獲得を目的として衛星コンステ  
レーションを構築することとしております。急速  
かつ複雑に変化する安全保障環境でございますの  
で、大切なことは、政府全体としてタイムリーか  
つ的確な意思決定を行うこととであります。

防衛省として、関係省庁と一層緊密に連携しな  
がら、我が国全体の情報力の向上に主体的に貢献  
しなければいけないと考えております。

○水野素子君 やはり他国に頼らないで独自に  
ちやんと情報を取れるということが防衛、安全保  
障において大事であります。そして、それこそが  
同盟関係における強みにもなると思いますので、  
引き続きよろしくお願ひいたします。

次の質問です。  
防衛イノベーション研究所、仮称、が設置され  
る、良いことであると思ひます。米国全体で  
はかなり、約十五兆円もの政府負担研究費、その  
半分が国防総省です。一方、我が国においては大  
変少なくなっている。今、この研究所、モデルと  
する米国防総省の予算額、約五千六百億円で  
すが、新設研究所予算額、一説には二百億ぐらい  
というふうな、しかも新設は百ぐらいと、新規枠  
百ぐらいと聞かれていますけれども、幾らでござい  
ましようか。お答えください。

○国務大臣(木原稔君) 防衛イノベーション技術  
研究所、まだ仮称でございますが、令和六年度予

算案においては、幅広く基礎研究を委託する安全  
保障技術研究推進制度に百四億円を計上している  
ことに加えて、新規事業として、DARPA等の  
手法を参考に、チャレンジングな研究を実施する  
ブレークスルー研究、これまで仮称であります  
が、それに対して約百二億円を計上しており、合  
計で約二百六億円を計上しています。

まだこれ増やすべきではないかという御指摘も  
ありますが、研究所における今回初年度の成果と  
いうのを踏まえながら、今後必要な経費を計上し  
ていきたいと思っております。

○水野素子君 防衛分野というのは、やはり技術  
革新が速くて産業を牽引する新しい技術が生まれ  
やすいので、是非予算も考えていただきたいと思  
います。

その次ですけれども、その防衛力を高めるため  
の研究として、国内の先端技術や関連情報を徹底  
的に集約されるべきだと思います。

大学との連携という意味では、自治との関係で  
慎重な対応となってしまうというふうなことは  
当然あり得ることだと思いますので、今日の御提  
案としては、国立研究開発法人、国の研究開発法  
人とは積極的に連携して、先端技術を集結して技  
術を高めるべきだと私は考えますけれども、どの  
程度連携進んでいるでしょうか。防衛大臣、お願  
ひいたします。

○国務大臣(木原稔君) 最先端の科学技術が加速  
度的に進展をしております。そういう中で、民生  
用と安全保障用の技術の区別が極めて困難となっ  
ている状況の中で、防衛力の強化のためには、民  
生先端技術を防衛用途に取り込んでいくことが必  
要と考えます。

こうした課題認識の下、防衛省では、委員の御  
出身であるJAXAを含めた四つの国立研究開発  
法人との間で研究協力協定を締結し、研究協力を  
実施しています。また、安全保障技術研究推進制  
度におきましては、これまで、JAXAやNIMS  
です、物材研でございますが、など九つの国立  
研究開発法人に対して先進的な民生技術につい

て基礎研究を委託しております。

我が国の官民の高い技術力を安全保障分野に積  
極的に活用するために、引き続き国立研究開発法  
人との連携を進めてまいりたいと思っております。

○水野素子君 私も先日、事務方の方にお尋ねい  
たしましたら、までもつとできる余地があるよう  
に感じました。是非、役所の縦割りを超えて、  
様々な先端技術を結集していくことを進め  
ていただきたいと思ひます。

そして、先ほど申し上げておりますように、  
情報収集力を始め、戦争を起こさない、大臣も  
おっしゃいました、戦争を起こさないという抑止  
力技術、これを高める必要があると私は考えてお  
ります。防衛部門というのは、海外では技術革新  
の源泉として捉えられております。安全保障分野  
での政府調達、これWTOの国際公開調達の適用  
除外でもあり、どんだん国の技術に投資するこ  
とができる、まればな分野でもあります。

是非、国内の技術、産業基盤の拡充、念頭に置  
いて、十分な研究開発予算、確保し推進してい  
たいただきたいと思ひますけれども、最後に大臣の御決  
意をお願いいたします。

○国務大臣(木原稔君) 科学技術は、私ども、想  
像以上に進展が速く、また最先端のものを常に  
キャッチアップしていく必要があると思ひます。

民間の力も借りながら、防衛省並びに政府全体と  
して、この連携強化しっかりと図ってまいりたい  
と思っております。

○水野素子君 御決意いただきました。ありがと  
うございました。

○松沢成文君 日本維新の会、教育無償化を実現  
する会の松沢でございます。

私も防衛装備品の移転についてまず御質問した  
いと思うんですが、今、水野委員からも質問があ  
りました。同じ野党なんですけれども、かなり  
違った角度から質問をさせていただきます。  
今、世界各地でも戦争、紛争が激化して大混

乱です。そういう中で、日本も同盟国、同志国と防衛装備品を融通し合うことは安全保障上大きなメリットがあると思います。開発や生産でコストを下げることもできますし、あるいは同志国同士の安全保障協力を進めることもできるし、あるいはそれぞれの国の抑止力を強化することもできるわけですね。その効力を最大化するには、三原則と運用指針で五類型、救難、輸送、警戒、監視、掃海というふうに五類型があつて、この中だということですね。

ただ、この運用指針を見ても、本当に複雑で、私なんか頭悪いから理解できないです、分からない。もう規制がたくさんあるし、でも例外というものもたくさんあるし、複雑過ぎるんですね。あるいは、部品と完成品でどう違うのか、ライセンス生産品でどうなのか、第三国輸出はどうなのか、もうみんなもう複雑過ぎちゃって、普通の国民はほとんど理解できないんじゃないかと思えます。国会議員の私ですら理解できないところたくさんあるんですね。

私は、発想を変えて、この輸出の可否というのは、これ政策判断をすることにして、まずは全ての防衛装備品を輸出解禁に踏み込んで、まずはオーケーです。でも、それぞれの国、あるいはそれぞれの国に対する、どういうものを送るか、あるいはその国の紛争の状況が、紛争というか安全保障環境がどうなのかというのを、もうその個別に政策判断をして、まずは政府で、国家安全保障会議ですか、で、ここで議論をする。この方向でいいかをやつぱり国会にしっかりと報告し承認を得れば、これが抑止効果になっていく、野方図な、防衛装備品をどんどんどんどん世界中に輸出するというのは平和国家の原則に反しますから。平和国家の原則のつとて、でも、これは今回どうなのかというのを国会でやるべきですよ。

私は、与党協議というのがどんどんどんどん続いていますが、これも極めて不健全で、与党だけでいいんですか。国会というのは国民を代表しているわけだから、国会でしっかりと議決、承認を得

てやれば、私は、野方図な輸出、これに歯止め掛けられると思うし、それが国会の責務だと思うんですね。

まず、大臣の見解を伺いたい。  
○国務大臣(木原稔君) まず、国家安全保障戦略に記載しているとおり、その防衛装備品の海外移転というのは、我が国にとつて望ましい安全保障環境の創出、また国際法に違反する侵略等を受けている国への支援などのための重要な政策的な手段というふうになります。

その上で、与党のワーキングチームへの御指摘もありましたが、昨年十二月にそういった提言をいただきましたが、いわゆる御指摘の五類型の類型の見直しの在り方につきましては議論を継続するというふうにされたところであります。今後、政府・与党で調整を行つていくということになると思えます。

委員の多分御持論は、その五類型は撤廃して、一般原則に基づいて、そしてその代わり、ちゃんど国会で全てを議決することが必要条件にすればいいんじゃないかという、そういう考えだと思えます。それは一つの意味考え方ではあるうかというふうに思っています。

また、現在においては、先ほど外務大臣も答弁をされましたけど、防衛装備移転三原則、運用指針というのは、外為法の運用基準及びその指針を定めるものであり、同法の運用は行政権の作用に含まれるものですから、個別の防衛装備の移転可否については、同法にのつとつて、現行のその外為法の法にのつとつた形で政府がその主体となつて判断していくことが適切であるというふうに行はなつていくということでございます。

○松沢成文君 これアメリカも、武器、アメリカの場合、軍事製品、武器の輸出の場合は国会承認さちちと取つているんですね。やはり日本もその方向でいくべきだというふうに思っています。

さあ、そこで、大臣、この五類型にこだわらなければ、現在、第三国への輸出が課題となつて

国での共同開発、次期戦闘機やあるいはパトリオットミサイルの輸出を、私は、分かります。明確化するために、やつぱり五類型に防空というのを加えた方が分かりやすいですよ。みんな例外で例外でやるよりも、戦闘機あるいはパトリオットミサイル、これはかなり防衛兵器でありますよね、まあ戦闘機の場合は様々使われますけれども、そうであれば、私は、防空を新たに加えればこういう例外措置も非常に分かりやすくなると思

うんですが、いかがですか。  
○国務大臣(木原稔君) 五類型に防空を加えるというのは、ああ、なるほど、そういう考えもあるかというふうには私は委員の御質問を初めて聞いたときに思いました。

今は五類型、これを撤廃するというのも一つの考えと先ほど申し上げました。あるいは、もう一つ加えていくという考えも、それもまた一つの考え方と思えます。

おっしゃるように、次期戦闘機につきましても、本日、閣議決定及び運用指針の一部改正を行いまして直接移転を行える立場を確保するということになりましたし、ベトリオットミサイルにつきましても、これは昨年末の運用指針の改正によつてライセンス生産品の完成品は移転を認めるということとされおりましたが、今いざいざ、この二つの装備品というのは防空に関することです。今後また議論があると思いますが、その防空というのを類型の一つに加えるというのは一つの考え方であるかと思えますが、今、政府の立場として現時点でこれ以上のお答えするということはなかなか困難ですが、一つのそういう筋の通つたお考えであるということは、そのようには思っています。

○松沢成文君 まあ、運用指針というのは常にこれから見直していくという方向ですから、議論をしていただきたいと思えます。

さあ、もう一つ、運用指針の見直しで私解せな

現状どうなんですか。ウクライナのように、国際法違反でロシアが一方的に侵略してきたんですね。ウクライナは祖国防衛のためにやむを得ず戦っているんですね。最も、逆に言えば、防衛装備品が欲しいんですよ、ロシアに占領されないためにもね。そういう国には、最も欲しい国にはこれ行かないですよ。

私は、そうしたウクライナのような国を軍事面でもサポートすることこそが、抑止力の維持並びに国際秩序の回復、ひいては世界の平和につながると思つていますが、大臣はいかがでしょうか。

○国務大臣(木原稔君) 防衛装備移転三原則に記載しているわけですが、防衛装備移転の重要な政策手段で、装備移転というのはその重要な政策手段である一方で、この防衛装備の流通につきましても、国際社会の安全保障上あるいは社会上、経済上、人道上的影響が大変大きいものであります。そこで、各国政府が様々な観点を考慮しつ

つ、それぞれの国が責任ある形で防衛装備の移転を管理するという必要が出てくるんだと思えます。

この点、いわゆる直接、直接にといひましようか、自衛隊法上の武器になるわけです、その定義というのは、直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする装備品であるということになっておりました、そういった自衛隊法上の武器という性質を踏まえ、国際社会への、先ほど言つた安全保障上、社会上、経済上、人道上的影響が極めて大きいのではないかなど、したがつて、より厳格に管理すべきものであるというふうを考えています。

このため、昨年末の運用指針の改正においては、基本的に、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への提供を禁止したところでありました。

ウメロフ大臣、国防大臣とも電話会談などをしておりますが、現在、私も、防弾チョッキとか防護マスクとか自衛隊の車両とかという提供をしておりますが、非常にそれは感謝をされていると



ころであります。

○松沢成文君 いやいや、もつと日本としてはできることがあるんじゃないでしょうかね。

じゃ、具体論に入ります。

米国のペトリオットミサイルの輸出が昨年十二月決まりました、米国へですね。ごめんなさい、日本のライセンス装備品ですけれども、これは、このペトリオットミサイルは、日本から米国にいつまでどの種類のミサイルをどれぐらい輸出する計画なんでしょうか。

○政府参考人(加野幸司君) お答え申し上げます。

我が国から米国に移転いたしますペトリオットミサイルでございますけれども、航空機や巡航ミサイル等への対処が可能なPAC2GEM、これを主といたしまして、弾道ミサイル等への対処が可能なPAC3も含めて検討しているところでございまして、数量についても、日米間の調整を踏まえつつ慎重に見極めて決定をしていくということでございます。

また、移転の時期についてもお尋ねをいただきましたけれども、こちらにつきましても、今、日米間で調整中ということございまして、まだお答えできる段階ではないということございまして。

○松沢成文君 これ恐らく、米国からしてみれば、今後、NATOだとか、あるいはウクライナに支援する可能性がありますよね、これ。これは日本との協議ではそうはなっていないんでしょ、まあペトリオットに色は付いていないんで分かりますけれども、早めに決めていただきたいと思っております。

さて、一昨年の十月の時点で、防衛省は、弾道ミサイルを始めとするこの防衛用の迎撃ミサイル、簡単に言う、ペトリオットとSM3、これ、簡単に言う、ペトリオットとSM3、これが日本の防衛のための必要量の六割しか確保できていないとの試算を発表しています。米国への輸出量によっては日本の防空体制が更に弱体化してし

まうのではないかと疑問を持っています。

つまり、米国に輸出すれば日本の抑止力が低下してしまうことですね。これについてどうお考えか。これ、大臣ですね。

それから、一昨年の十二月に策定した国家防衛戦略には、令和九年度までに弾薬不足を解消するというふうな明記をされています。このペトリオットミサイルも令和九年度までに必要数を増産すると考えられますけれども、日本での増産体制と計画はどのようになっているのでしょうか。

○国務大臣(木原稔君) まず前段ですけれども、移転するペトリオットミサイルの数量とか種類とか、先ほど参考人から答弁をいたしましたけれども、まずは我が国の防衛に決して穴が空いてはいけないということは私もしっかりと肝に銘じております。現在、慎重にその検討を行っているところ

です。

検討に当たっては、もちろん米国の所要も踏まえなきゃいけません、我が国として、今後のペトリオットミサイルの取得計画というのを考慮しながら、目下我が国が保有すべき誘導弾の種類、あとは数量を、これをしっかりと見極めて決定するということといたします。

そしてさらに、必要に応じて様々なそういった工夫も併用、つまり陸海空のそういった防空体制を、そういった、組合せでございまして、そういった工夫をしていくことで捻出するという、そういう捻出するという、そういうやり方もあると思

います。

また、後段の製造体制の拡充については、防衛力整備計画に基づき、有事において自衛隊が粘り強く活動できるように持続性、強靱性を防衛力の抜本的強化の柱の一つとして重点的に取り組んでいるところであり、令和九年度までには弾薬の必要数量が不足している状況を解消すべく、取組を着実に進めていく必要があります。

ペトリオットミサイルの製造体制の拡充についても、この一環としてしっかりと取り組んでいく所存です。

○松沢成文君 日本の抑止力確立のためにも是非ともお願いしたいと思います。

さて、この防衛装備品移転の三原則の運用指針に従えば、ペトリオットミサイルは、日本からアメリカに輸出し、アメリカの在庫を満たすことになるわけですね。その上で、アメリカのミサイルをウクライナやNATO諸国に提供する、私は、ことになるとは思います。日本がある意味でこのアメリカの下請で提供させられるような形になっておりまして、これ、何というか、技巧的で主体性がなく、これでは私はウクライナやNATO諸国からも評価はされないんじゃないかと思

います。

現在のウクライナは、兵器、弾薬が枯渇して非常に厳しい戦況で、ロシアに追い込まれ、押し込まれています。そして、ロシアからのこのミサイル攻撃は、戦場だけではなく、ウクライナ全体の都市やインフラを破壊し続けて、連日のように多くの死者が、死傷者が出ていますね、ウクライナで。一般の市民がたくさん死んでいます。こんな大きな被害が続いているわけなんです。

国際社会と連携してウクライナを支援するというのであれば、私は、日本から直接ペトリオットミサイルをウクライナに提供して、ウクライナの防空体制の整備に協力していくべきだと思いますけれども、大臣はいかがですか。

○国務大臣(木原稔君) まず、結論から申し上げますと、今回のペトリオットミサイルの移転というのはウクライナ支援のために移転するものではございまして、今般の移転は、同盟国である米国からの要請に基づいて米軍の在庫を補充する、そして米軍の体制を整えて我が国の安全保障及びインド太平洋地域の平和と安定に寄与するものとして、米政府以外に更に提供されないことを米政府との間で確認した上で決定したものであります。

その上で、ウクライナに対しては、引き続き我が国として適切な支援をできる限り行っていくと考えてございます。

○松沢成文君 防衛装備品の移転のこの運用指針の見直しに関連してもう一点伺いたんですが、ロシアから長期にわたる侵攻を受けているウクライナ政府は、国土の三分の一に地雷などの危険物が散在しているというふうな訴えをされています。また、昨年十一月時点で、この地雷などの爆発物を踏んで死亡した民間人だけでも二百六十人いるんですね。軍人はもつともつといると思

います。

自衛隊は地雷原を除去する車両や装置を保有しているわけですが、これらは殺傷能力を有する兵器ではなくて、私は、人命を救助するためのものだというふうな考えられると思

います。

さあ、日本は積極的にこうした地雷除去車両などを私はウクライナに無償提供すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(木原稔君) 現在の運用指針、今日改正を、改正されたものでありますけれども、五類型は変わっておりませんが、まず、五類型の中に掃海はあるんですけども、地雷除去はない、いんですよ。海の上の機雷は掃海できるのに、地雷は今除去できない。これは五類型のそういう規定でございまして、自衛隊法上の武器に該当する地雷原を処理するための装備品の移転は認められておりません。

その上で、委員御指摘の地雷処理については、これは先ほど申し上げましたけれども、与党ワーキングでいわゆる五類型の見直しの在り方について議論を継続することとされているところでありまして、現時点では私は、その装備移転は認められないということで御理解はいただきたいと思

います。ウクライナに対しては、彼らの要望する、地雷除去のコアリッションなどには我々参加をこれからしていきますけれども、しっかりとウクライナには寄り添ってできる限りの支援はしていきたいと思っております。

○松沢成文君 対地雷を除去するための様々な装置とか車両というのは、これ民間企業でも様々造ってしまっていて、これは外務省がJICAを通じ

てODAなどで供与をしていると私は聞いています。

ただ、ウクライナが今本当に欲しているのは、対戦車なんかの強力な地雷ですよ、これがあるからウクライナ軍進軍できないわけですね。あるいは防衛も厳しいわけですよ。

だから、自衛隊は、この本格的な対戦車の地雷を除去するようなこの処理車というのを何十台も持っているんですね。

○委員長(小野田紀美君) 時間が過ぎておりますので、おまとめください。

○松沢成文君 はい。

日本では、今これ急な需要はないわけですよ。こういうものをしつかりウクライナに提供することが私は本当のウクライナ支援、ウクライナが最も感謝するものだと思っております。是非とも今後の運用指針の見直しの中で検討いただきたいと思っております。

以上です。

○榎葉賀津也君 国民民主党・新緑風会の榎葉賀津也でございます。

今月三月十一日月曜日から十四日の木曜日にかけてまして、日ロ漁業合同委員会第四十回会議、いわゆる日本のE E Z内の日ロサケ・マス漁業交渉が行われて妥結をされました。

水産庁の坂部長にお伺いしますが、交渉結果はどうだったんでしょうか。

○政府参考人(坂康之君) お答え申し上げます。

日ロサケ・マス漁業交渉は、三月の十四日に妥結いたしました。本年の日本漁船による日本水域でのロシア系のサケ、マスの操業条件等について合意いたしました。

具体的には、漁獲量につきましては前年同の二千五十トンとしつつ、いわゆる協力金の下限額につきましては前年よりも二千万円引き下げた一億八千万円となりました。

○榎葉賀津也君 これで四月から漁業が始められるという理解でいいですね。

○政府参考人(坂康之君) 御指摘のとおりでございます。

います。

○榎葉賀津也君 このウクライナ紛争に起因する日本の対ロシア制裁、これがこの漁業交渉に影響はあったんでしょうか。

○政府参考人(坂康之君) お答え申し上げます。

我が国とロシアとの間では、漁業分野におきまして三つの政府間協定及び一つの民間の取決めがございます。ロシアによるウクライナ侵略以降も、関連の協定等に基づく操業等ができるよう協議を行ってまいりました。

ロシアに対する制裁の影響について評価することとは大変難しいのですが、今回の日ロサケ・マス漁業交渉については例年どおり妥結し、我が国漁業者の出漁機会を確保することができました。

農林水産省といたしましては、我が国の漁業活動に係る権益の維持確保の観点から我が国の漁業者の操業機会の確保に努めており、引き続き、国際情勢の変化を見極めつつ、外務省等の関係機関と連携して適切に対応してまいり所存でございます。

○榎葉賀津也君 私、二〇二一年に初当選したんですが、もうあつという間に二十三年たちまして、当時三十四歳で若かったんですよ。だって、山添拓議員は当時十六歳で高校二年生ですから、月日を感じるわけでございますが、そのとき私、初めて、初当選で初めて所属させていただいたのが参議院の農林水産委員会でございます。当時、武部勤農林水産大臣でございました。後に偉大なるイエスマンになるわけでございますが。

その武部先生から御指導いただいた、榎葉君ねと、この産卵のために川を上る習性のあるサケ、マスというのは川を持つている国に資源の権利があるんだと、したがって、日本の二百海里、E E Z内で捕れるサケ、マスであっても、ロシアの川で生まれた魚なので、日ロ両政府が毎春に交渉するんだよというふう聞いて、なるほどと勉強させていただきました。

ただ、今回、問題は、第二ラウンド目、つまりは五月、六月に今度ロシア側のE E Z内の交渉が

始まるわけでございますが、昨年は残念ながらこの交渉でできませんでした。今年のこのロシア側のE E Z内の、二百海里内の交渉の見込みというのはどうなんでしょうか。

○政府参考人(坂康之君) お答え申し上げます。

御指摘のありましたロシア水域におけるサケ、マスの操業及び交渉についてでございますが、目下対応を検討しているところでございます。大変申し訳ございませんが、現時点で今後の見通しについて予断を持つてお答えすることは差し控えていただければと思います。

○榎葉賀津也君 具体的にどんなやり取りが、今話せる範囲で、ロシア側とどんな交渉を。つまりは、この最初の第一ラウンドも、これウェブでやっていますね、フェース・ツー・フェースじゃなくて、恐らく電話なりウェブなりメールなりでやっていると、ロシア側との程度の交渉というのか、どんな感触を感じていらつしやいますか。

○政府参考人(坂康之君) お答え申し上げます。交渉の細部につきましては、大変申し訳ございませんが、つまびらかにすることはできませんので、同じくお答えを差し控えていただければと思います。目下検討の途中という状況でございます。

○榎葉賀津也君 坂さん、そんなつれない答弁しないでよ。

やり取りはできていますね。やり取りはできていますね。やり取りはできていますね。

○政府参考人(坂康之君) やり取りをしている途中でございます。(発言する者あり)やり取りを

○榎葉賀津也君 やり取りしている途中、やり取りしている最中ということですね。今やり取りをされていると、よろしいですね。

○政府参考人(坂康之君) おつしやるとおりでございます。

○榎葉賀津也君 昨年、二〇二三年のロシアから日本に入ってきた水産物の輸入額、これ、円ペー

スでどれぐらいになるんでしょうか。

○政府参考人(坂康之君) お答え申し上げます。ロシアからの水産物の輸入額でございますが、財務省の貿易統計によりますれば、二〇二三年のロシアからの水産物の輸入額が一億三千八百億円となっております。

○榎葉賀津也君 私、水産庁頑張っていると思うんですけど、実際に、ズワイガニとかウニとかタラコとかサケとか高くなっているんですね。つまりは順調にロシアから輸入が来ているということだと思いませんか。

これは大臣にお伺いした方がいいのかな、対口制裁の一環として、一部の電子部品だとかそういったものは禁輸の対象になっているんですけど、水産物は除外されているんですね。その除外されている理由というのは何でしょうか。

○政府参考人(中村仁威君) お尋ねの対口制裁の禁輸の対象、そこから水産物というのは確かに除外をされております。

これは、ロシアによるウクライナ侵略というのは力による一方的な現状変更の試みであつて、欧州のみならず、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であります。そういった行動には高い代償が伴うことを示していくことが必要であり、我が国として、G 7を始めとする国際社会と緊密に連携をし、厳しい制裁措置を迅速に実施しているところでありま

御指摘の水産物のものを含めて、我が国としてどういう品目を制裁の対象にするか、これについては、ウクライナに公正でかつ永続的な平和を実現するために何が効果的かという観点やG 7における議論などを踏まえて、様々な要素を総合的に判断して、関係省庁と意思疎通を図って決定をしているところでございます。

○榎葉賀津也君 中村さん、もし分かっていたらいいんですけど、通告していないんで、この水産物以外に除外しているものというのはあるんでしょうか。もし分かっていたらいいです。

○政府参考人(中村仁威君) 両国間での貿易の対





結局、自衛隊や海上保安庁が必要だと言いますれば、使わせると、こういうことになりかねないんじゃないでしょうか。

○政府参考人(采山栄一君) 緊急性が高い場合に該当するかの判断につきましては、個別具体的な状況に即して、関係者が緊密に連携した上で判断するというところでございます。

そして、この円滑な利用に関する枠組みでございませぬけれども、これは、何かその自衛隊、海上保安庁の優先利用を前提としたものではございませぬ。既存の法令に基づき、あくまで、関係者間で連携し、柔軟かつ迅速な施設の利用に関して調整するための枠組みでございませぬ。

○山添拓君 それでも緊急性があると言われれば認めざるを得ないのではないかとすることは懸念されると思ひます。

資料の二を御覧ください。内閣官房が発表しているQアンドAですが、まず、下の方、十三、こんな問答があります。民間の空港、港湾で、様々な団体の反対があり、なかなか自衛隊がアクセスできない状況があるといった報道もありませんが、実際にどのような事例があるのですか。これへの答え。空港については、これまで災害派遣や防災訓練等では利用できていないものや、利用を断られた事例があるほか、港湾についても、入港に必要な調整を円滑に行うことができず、入港を断念した事例があります。大臣に伺いますが、施設管理者が管理権に基づいて空港の利用や入港を断る、そのこと自体に何か問題があるんですか。

○国務大臣(木原稔君) これまで、自衛隊が民間空港、港湾の利用を断られた事例は、それぞれ空港においても港湾についてもあるということはこのQアンドAに書いてあるとおりですが、自治体との関係もあって、それぞれが、具体的な事例、その原因というのを示すことはできませんけれども、実際に断られた事例というのはこのようにあるということだけ申し上げておきます。

○山添拓君 いや、私が伺っているのは、それは

管理権に基づいていますから、断ること自体に何か法的に問題があるわけではないかと思うんです。いかがですか。

○国務大臣(木原稔君) 基本的には、その御指摘の点で問題があるとは思っておりませんが、我々としては、利用させていただきたいと、災害派遣等も含めて、こはもう緊急性を要するもので使いたいということは常々申し上げているところでございませぬ。

○山添拓君 いや、災害派遣とかなら全然別の場合だと思ふんですよ。

QアンドAでこのように書かれているということは、つまり、今度の特定利用空港・港湾の仕組みは、これまでなら管理者が断っていたような事例でも自衛隊や海上保安庁が使えるようにすると、こういう狙いのものなんですか。

○国務大臣(木原稔君) 緊急性が高い場合に該当するかの判断によると思うんですが、それはまさしく個別具体的な状況に即するということになります。関係省庁とインフラ管理者が連携した上で行くべきというふうに認識しております。

○山添拓君 やはり、これは、なし崩しに自衛隊や海上保安庁が優先的に使えるようなことになりかねないと思ひます。

今大臣からもあったように、実際に断られた事例というのを集積されているようですから、是非委員会にも提出いただきたいと思ひます。

○委員長(小野田紀美君) 後刻理事会で協議いたします。

○山添拓君 資料二のQの八の方を御覧ください。

これは、どんな訓練を行うのかについて、自衛隊の輸送機による迅速な国民保護のための訓練、自衛隊の輸送艦などによる国民保護のための避難のための訓練を挙げています。自衛隊法上の国民保護派遣の訓練という趣旨かと思ひます。

一方、今月十二日に参議院予算委員会の公聴会で公述をした元陸上総隊司令官の高田克樹氏はこういうふう述べています。

自衛隊の護衛艦なんかに住民を乗せて移動し、国民保護をやりますと、これは、国際法規上は軍艦ですから攻撃の対象になります。これは住民乗っけているから撃たないでくれと言つても、それは通りません、総務省が出ております国民保護のマーク、丸地に三角のマークがありますけれども、あれは万能かという、実は護衛艦に付けるとこれまた国際法違反になるんですね、戦艦に国民保護のマークを付けること自体、これはジュネーブ条約違反になりますと述べています。

防衛省、事実でしょうか。

○政府参考人(采山栄一君) お答え申し上げます。防衛省・自衛隊が活動するに当たっては、国際法を遵守すること、これは当然でございませぬ。

これまでも政府として答弁させてきたいたいでございませぬけれども、軍事組織が住民の避難誘導等に当たるとしても、これが軍事行動から生ずる危険から住民を保護することを目的としたものであることを踏まえまますと、このような活動が直ちに国際人道法に反しているとは言えないというふうに考えてございませぬ。

その上で、武力攻撃より十分先立つて住民の迅速な避難を実施することが何より重要であると我々考えてございませぬので、政府全体として官民の輸送手段の確保などに取り組んでまいります。

○山添拓君 ちよつと理解ができないですね。仮に有事となつたら住民の避難に自衛隊の輸送機や輸送艦は利用できないと元自衛官が国会の公述人として述べられたんですね。これは国際法上当然の指摘だと思ひますし、防衛省・自衛隊も十分認識されているかと思ひます。しかし、今違うことをおっしゃつた。

にもかかわらず、自治体や住民に対しては、有事における避難を自衛隊が行うんだと、そのための訓練が必要だといつて、平時からこうした軍事利用というのを本当に進めていくのでしょうか、実際に有事になつたら使えないと元陸上自衛隊にいた方が国会で述べていることなんですかね。

大臣、進めるんですか。

○国務大臣(木原稔君) 軍事組織が住民の避難誘導等に当たるとしましても、これが軍事行動から生ずる危険から住民を保護することを目的としたものであることを踏まえると、これは直には、いわゆるそのジュネーブ諸条約等国際条約に違反する、あるいは国際人道法に違反しているとは言えないというふうに考えます。

ですので、武力攻撃は、当然、武力攻撃、いわゆる武力攻撃を受けた場合には武力攻撃態を認定するわけですが、それに先立つて、十分先立つて住民の迅速な避難を実施する、これが何よりもやっばり重要であるところでありまして、政府全体として官民の輸送手段の確保などはこれ事前に取り組んでおく必要があるというふうに考えます。

○山添拓君 じゃ、もう一度戻りますと、住民乗っけているから撃たないでくれと言つても、それは通りませぬというのが公述人の発言だったわけです。

私は、有事を見据えて平時から訓練を行うということ、いざ有事となれば標的になり得るリスクを高めることになりかねないということも考えます。大臣、この点はいかがですか。

○政府参考人(采山栄一君) 国民保護のために使用される自衛隊の輸送力、これでございませぬが、こちらが、そのジュネーブ諸条約追加議定書五十二條二に軍事目標の規定がございませぬけれども、この軍事目標に当たるといふ点についてございませぬが、実際に武力紛争が生じた場合におきまして、その時点における状況等で判断する必要があるものと考えてございませぬので、一概に軍事目標に当たるといふふうには認識してございませぬ。○山添拓君 つまり、一概に言えないということ、は、目標に当たり得るといふことですよ。そうしたりスクが果たして語られているのかというところではないと思ひます。

高知県を含めて、来年度から整備を進めるため



に年度内に合意をと、こう迫る動きがあります。結論ありきで進めるべきではありません。自治体はもちろんです、住民に対しても適切な説明の場を設けるよう求めまして、質問を終わります。

○高良鉄美君 沖縄の風の高良鉄美です。

オスブレイの飛行再開について伺います。昨日、沖縄防衛局にオスブレイの飛行停止の要請をしました。そこには、嘉手納爆音訴訟、そして、普天間爆音訴訟、オール沖縄会議のこの三者、三団体が行きましたけれども、いずれもオスブレイに関連するということですね。

昨年の屋久島の沖で墜落したのは嘉手納に向かっていたということですし、普天間には二十四機、今あるわけですね。オール沖縄の方は、これはオスブレイの配備に最初から反対をしているという問題がありますので、これ以上に更に多くの県民がオスブレイの飛行再開には大変な懸念と疑問を持っています。

限られた時間であるというふうに、いろいろ承知をしていますけれども、この要請の際に、ですけれども、できる限り県民の不安や疑念を丁寧に聞いていただきたいと思えますけれども、防衛省、いかがでしょうか。

○政府参考人(大和太郎君) お答え申し上げます。

各種の要請への対応につきましては、要請を受ける部署がその時々状況に応じて適切に判断しているものであります。他の業務との兼ね合いもございまして、要請への対応に当たって時間を区切る必要もあることを御理解いただければと思います。その上で、御指摘の要請に際しても、沖縄防衛局長が参加者からの御要望や御質問に対してできる限り丁寧な回答をさせていただいたところでありまして。

今回の事故は地域の方々に大きな不安を与えるものであったというふうに認識をしております。引き続き、丁寧な説明や適切な情報提供を行い、地元の方々への不安や懸念の払拭に努めてまいります。

○高良鉄美君 局長の丁寧な対応を、沖縄防衛局長はしてもらいました。それを、やっぱりこれだけの大きな問題ですので、重要な問題という場合には、そういった時間を三十分というふうには、三団体が来るわけですし、局長も答えるわけですから、これじゃとても足りないということですね。是非、県民に寄り添って、丁寧な説明、さらにはそういう気持ちを大切に、時間に余りたらわれず、大事な問題は取り扱うというふうにしていただけたらと思います。

国民の多くは、オスブレイは欠陥機で、飛行すべきではないと考えています。ところが、木原大臣は、国民の不安を払拭するどころか、米側からかかってないほど詳細な説明を受けたので問題はなしいとして、この安全の根拠を示さず、飛行再開を強行しています。

事故が起きた場合は木原大臣が責任を取られるということでしょうか。

○国務大臣(木原稔君) オスブレイは米軍だけが運用しているものではなく、私も陸上自衛隊も運用している機体でもありますから、防衛省・自衛隊としても、その飛行の安全を確保した上で運用を再開するということは、防衛大臣としてはもうこれ当然のことだということに思っております。

飛行の安全確保、今回墜落したのは米軍のCV22でありますけれども、飛行の安全確保は最優先であるということ、そして、事故の原因が確定し、そしてそれに対する安全対策を行っております。その安全確保というものは最優先であるということ、これはオースティン国防長官とも私、電話で会談をし、もう日米間で、防衛大臣間、そしてあらゆるレベルで確認をさせていただいておりますので、引き続き、これは日米で協力し、安全確保に万全を期してまいりたい、それに尽きるということでございます。

○高良鉄美君 アメリカの議会の方では、これ大丈夫かとアメリカの議会でも心配をしているという

ことですね、問題があつて。その上で、今、木原大臣、飛行の安全を確認した上でということ、自信を持ってこう言っているわけですから、それはやっぱり事故があれば当然責任を取つてもらうというふうには私は解釈をいたします。

次に、法の支配と二重基準について伺います。二十一日の外交防衛委員会の上川大臣に、法の支配に二重基準があつてはならない、外務大臣も同じ考えということでよいかとお尋ねをしたんですけれども、問いにお答えにならないので、改めて、この二重基準があつてはならないかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(上川陽子君) 御指摘のいわゆるこの二重基準に関する議論に関しまして、我が国は、法は法の支配を指す上で国際法上の義務を誠実に履行する必要性は全ての国にとつて同様であると考えており、その意味で、一般論として二重基準はあつてはならないと考えております。

○高良鉄美君 法の支配の重要な根幹、一つの問題として、この場合にはこうする、この場合はこうする、ばらばらになつちやいけないということですね。ですから、二重基準というのは、これはあつてはならないというのは基本だと思っております。

前回もお尋ねしましたが、一九六七年に国連安保理事会決議が、決議二四二が採択されていまして、ヨルダン川西岸地区、ガザ地区、ゴラン高原などからのイスラエルの撤退を中東における平和に係る原則と宣言するとしています。総会決議ではなく安保理決議ですので、法的拘束力がありまして、この安保理決議二四二は、上川大臣の所信にある法の支配の法に含まれると理解してよいですか、再度伺います。

○政府参考人(藤本健太郎君) お答えいたします。御指摘の安保理決議第二四二号は、その内容として、国連憲章の原則を達成するために中東に

おける公正で永続する平和を確立することが必要であり、それには第三次中東戦争によって占領した領土からのイスラエル軍の撤退を含む諸原則が適用されなければならないことを確認する旨規定しているものであり、それ自体、厳密な意味において法的拘束力を有するものではないと見做しますが、法の支配の観点から極めて重要な決議として尊重すべきでございます。

また、戦争による領土取得の禁止という当該安保理決議でも示された考え方は、国連憲章の下での武力行使の禁止の帰結であり、慣習国際法として確立されていると考えてございます。

こうした点を踏まえれば、安保理決議第二四二号に基づく取組については、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持し強化するに当たつて重要な役割を果たしているものと考えております。

○高良鉄美君 慣習法という話もありましたけれども、法の支配は、法律の支配ではないということ、人の支配ではないということが重要な意味があるわけで、慣習法ということ、これは国際法上、重要な法源、法のもと、源ですね、であるということですから、これはもう法の支配であるというのを、今の答えですね、もう真っ先にそれを言わなきゃいけないんじゃないかなと私思います。

憲法も、九十八条二項で、日本国の締結した条約と確立された国際法規は誠実に履行する必要があると。この確立された国際法規というのは国際慣習法ですよ。だから、もう憲法そのものが法の支配としてこれは強調されているということ、慣習法に対して、私はここで訴えておきたいと思っております。

パレスチナですね、これはハマスのいないヨルダン川西岸地帯についても撤退を求めているこの安保理決議に違反し、イスラエルは国際法違反の力による現状変更をしているのではないですか。上川大臣に伺います。

○国務大臣(上川陽子君) 政府といたしまして

は、このイスラエルと将来独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する二国家解決、これを支持しておりまして、第三次中東戦争によって占領され、占領した領土からのイスラエル軍の撤退等を求めますに第二百四十二号を含みます累次の安保理決議及びこれまでの当事者間の合意等に基づきまして、当事者間の交渉により解決されるべきであるとの立場でございます。

イスラエルの入植活動につきましては、国際法違反であり、また二国家解決の実現を損なうという立場から、我が国として、引き続き深く懸念するとともに、改めて強い遺憾の意を表明するものであります。また、このような立場に基づき、入植活動を完全に凍結するようイスラエルに対して累次の機会に強く求めてきております。

○高良鉄美君 この点はやはり、今、イスラエルの状況を私たちは見ていくということですが、おととも病院を攻撃するというような事態がありました。日本は承認していませんが、パレスチナを国家承認している国は二〇二一年時点で百三十八か国に上ります。イスラエルの行動は明白な侵略です。ヨルダン川西岸を侵略するイスラエルの行動は、今回のガザ紛争開始後、更にエスカレートしています。ガザ地区ではなくて、もう一つの、イスラエル、ヨルダン川西岸もということですね。

答弁にありましたけれども、撤退を求めた安保理決議に反し、イスラエルは国際法違反の力による一方的な現状変更をしていると申し上げて、次の質問に入ります。

国連憲章上、武力の行使が認められるのは、安保理決議がある場合と集団的自衛権を含む自衛権の行使の場合のみです。セルビア空爆について安保理決議はありません。

前回、NATOのセルビア空爆は、国際法上、合法だったのか、合法と考える法的根拠は何かと質問したところ、上川大臣は、当時のユーゴスラビア政府が和平合意案をかたく拒否し、他方で国連安保理決議に反した行動を取り続ける中に

ありまして、更なる犠牲者の増大という人道的、人道上の悲劇を防止するためにやむを得ずとられた措置であったと答弁されました。しかし、武力行使の法的根拠等について確たる見解をお示しすることは困難と答弁されました。

これでセルビア空爆が正当化されるなら、安保理決議に反する行動を取り続けるイスラエルに対して、更なる犠牲者の増大という人道上の悲劇を防止するためにはやむを得ず攻撃することも正当化されるのではないですか。安保理決議も自衛権行使でもない攻撃は許されなければならず、そうであれば、法の支配ではなく、人の支配とのそりりは免れないです。資料一の方で、この人道上の悲劇というものがこの数字に表れていると思えます。

上川大臣に伺います。  
NATOのセルビア空爆では、NATO諸国から自衛権を行使した旨の安保理への報告はあったのでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) 御指摘のNATOの行動につきましては、この自衛権を行使した旨の安保理への報告がなされたとは承知をしております。

○高良鉄美君 そういう形で、この安保理決議の問題や、あるいは自衛権といった問題が非常に重要なわけですから、そこはきちんと確認をしていただきたいと思えますし、そうでない場合には、これはきちんと主張しなきゃならないと思えます。

前回の質疑の際には、元外務省国際情報局長の孫崎享さんの「同盟は家臣ではない」という本の一部を紹介しました。

資料二を御覧ください。外務省条約局長や大使の経験のある東郷和彦さんと東工大の中島岳志さんの対談を紹介します。

ウクライナ戦争開始四か月後、東郷さんは、ウクライナをめぐる状況は深刻です、アメリカを始め西側諸国はウクライナを支援し、彼らに武器を提供してきましたが、それはむしろ戦争を長引か

せ、事態を悪化させるだけです、今必要なのは武器の提供よりも停戦交渉です、ロシアはウクライナ戦争の結果、日本を非友好国ないしは敵対国と位置付ける可能性があります、また、日本は韓国と安全保障上の利益を共有していると言っています、植民地問題に関して和解へと動き出す様子はありません、日本は大切にすべき二つの国に対して、取り返しの付かないことをしているのではないのでしょうかと述べています。

残念ながら、東郷さんの懸念のとおり状況になつてきていると言わざるを得ません。  
そこで、ミンスク合意について伺います。

ミンスク合意とは、二〇一四年に始まったウクライナ東部紛争をめぐる和平合意で、ロシアとウクライナのほか、ドイツとフランスの首脳が二〇一五年二月にベラルーシの首都ミンスクでまとめたものです。親ロ派武装勢力とウクライナ軍による戦闘の停止、ウクライナが東部の親ロ派支配地域に特別な地位を与える恒久的立法措置を講じるなど、和平に向けた項目を定めていました。

二〇二二年二月のウクライナ侵攻直前、プーチン大統領は、ミンスク合意はロシアがウクライナ東部の親ロシア派二地域の独立を承認するはるか前にロシア側ではなくウクライナ側が放棄したと非難し、ミンスク合意はもはや存在せず、履行すべきことは何も残っていないと述べました。

上川大臣に伺います。  
ミンスク合意は法の支配に言う法に該当しているという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(中村仁威君) お答えいたします。今委員から言及のございましたミンスク合意でございますが、まず、このミンスク合意という文書、これの当事国に我が国が入っておりません。そのため、この文書の法的な性格について確たることを申し上げることが困難であるというふうに思っております。

ですが、このミンスク合意というのは、二〇一四年、一五年当時、現地での緊張状態を緩和して地域の安定を確保するために極めて重要なもので

あるという観点から、我が国は、関係する全ての国々に対して、ミンスク合意が完全に履行されることが重要であるということをつとに指摘をしてきたところでございます。

○高良鉄美君 ミンスク合意、現在のウクライナ戦争の前身ですね、重要な中身だと思えます。この国際約束、確かに当事国間では法であつても、日本には関係ないかというところ、少なくとも、国際約束上は、国際約束というものは法ではあるわけですね。

で、二〇二二年十二月、ドイツのメルケル首相が雑誌のインタビューで、二〇一四年のミンスク合意はウクライナに時間を与えるための試みだった、また、ウクライナはより強くなるためにその時間を利用したと述べました。これに対するプーチン大統領の反応も報道されています。一部を紹介いたします。

ミンスクと和平合意の目的はウクライナの時間稼ぎだったというドイツのメルケル元首相の告白に驚き、失望したと述べた。しかし、彼は、それがモスクワのキエフに対する軍事作戦を正当化すると付け加えた。ウクライナが合意を履行する意図がないことは知っていたが、そのプロセスに参加した他の参加者は正直だと思っていた、結局のところ、彼らも我々をだましていたのだとプーチンは述べています。

上川大臣に伺います。  
国際約束は誠実に履行することが求められるのは当然と思われませんか。また、履行するつもりのない国際約束を時間稼ぎのために結んだり仲介したりする国は日本と価値観を共有する国と言えますか。見解を伺います。

○政府参考人(中村仁威君) 今委員からメルケル・ドイツの前首相のインタビューに言及をいただいた上で御質問いただいたと認識をしております。

御指摘のメルケル前首相の発言の真意、これについて日本政府の立場からお答えすることはなかなか難しいことにあることについては御理解いた



いただきたいと思うんですが、その上で申し上げますと、該当の記事でございます、ドイツの新聞にあるこのメルケルさんの発言の中身を読む限り、メルケル前首相は、ミンスク合意の成立後、ウクライナが防衛力を強化したことによって、二〇二二年二月以降のロシアによる侵攻時には、二〇一四年当時と比較して対応能力が向上したという見方を示しているものと理解しています。

また、同じ記事においてメルケル前首相は、戦争の防止が成功しなかったからといってその試みが間違っていたということにはならないと、自身が首相に在任していた頃にロシアによるウクライナ侵略を防ぐために努力したということを確認しているところもございします。

いずれにいたしましても、ドイツというのは日本にとって基本的な価値を共有する重要なパートナーでございます。ロシアによるウクライナ侵略という国際秩序の根幹を揺るがす暴挙に対して、これからも緊密に連携しながら対応していくというふうを考えております。

○委員長(小野田紀美君) 時間が過ぎております。おまとめください。

○高良鉄美君 はい。  
ロシア、ウクライナの問題もこれからもやっていきたいと思っておりますけれども、やはり外務省も、きちんとこのロシアがどういふふうな状況にあるか分析をした上で、やっぱり法の支配で、人の支配ではないということを引きとらなければならないということだと思います、分析の方もしっかりとやっていただきたいと思っております。

質問を終わりたいと思っております。

○委員長(小野田紀美君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

防衛大臣及び政府参考人は御退席いただいて結構です。

します。  
政府から趣旨説明を聴取いたします。上川外務大臣。

○國務大臣(上川陽子君) ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

改正の第一は、在ナイロビ国際機関日本政府代表部を新設するとともに、同代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めることとあります。

改正の第二は、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することとあります。

改正の第三は、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の小学校に係る加算額の限度の適用対象年齢を引き下げることであります。

改正の第四は、在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の月額を規定する通貨を改定することとあります。

以上の改正内容のうち、在勤基本手当の基準額の改定及び子女教育手当の加算額の限度の適用対象年齢の引下げ並びに在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の月額を規定する通貨の改定については、令和六年度予算案に計上しているため、四月一日に実施する必要があります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(小野田紀美君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。  
本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。  
午後三時十三分散会

三月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに  
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。  
(第六二四号(第六二五号)(第六二六号)(第六二七号)(第六二八号)(第六二九号)(第六三〇号)(第六三一〇号)(第六三二〇号))  
一、緊急出動のある自衛官の官舎の改善に関する請願(第六六三三号)(第六六四号)  
一、平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに  
この請願の趣旨は、第六八三三号)

第六二二二号 令和六年三月十一日受理  
平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに  
関する請願  
請願者 新潟県上越市 中村景虎 外千二百七十五名  
紹介議員 井上 哲士君  
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第六二二三号 令和六年三月十一日受理  
平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに  
関する請願  
請願者 新潟県上越市 古川洋 外千二百七十七名  
紹介議員 伊藤 岳君  
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第六二二四号 令和六年三月十一日受理  
平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに  
関する請願  
請願者 新潟県妙高市 杉谷昌幸 外千二百七十七名  
紹介議員 岩淵 友君  
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第六二二五号 令和六年三月十一日受理  
平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに  
関する請願  
請願者 新潟県上越市 北澤八次郎 外千二百七十七名

紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第六二二六号 令和六年三月十一日受理  
平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに  
関する請願  
請願者 新潟県上越市 佐藤真由美 外千二百七十七名  
紹介議員 吉良よし子君  
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第六二二七号 令和六年三月十一日受理  
平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに  
関する請願  
請願者 新潟県妙高市 嶋岡透 外千二百七十七名  
紹介議員 倉林 明子君  
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第六二二八号 令和六年三月十一日受理  
平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに  
関する請願  
請願者 新潟県上越市 吉原ひろ 外千二百七十七名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第六二二九号 令和六年三月十一日受理  
平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに  
関する請願  
請願者 新潟県上越市 岸原舞 外千二百七十七名  
紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第六三〇号 令和六年三月十一日受理  
平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに  
関する請願  
請願者 新潟県上越市 丸山輝昭 外千二百七十七名

第四部 外交防衛委員会会議録第六号 令和六年三月二十六日 【参議院】

百七十七名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第六三一号 令和六年三月十一日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに  
関する請願

請願者

新潟県上越市 鈴木洋介 外千二  
百七十七名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第六三二号 令和六年三月十一日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに  
関する請願

請願者

新潟県上越市 渡辺真司 外千二  
百七十七名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第六六三号 令和六年三月十二日受理

緊急出動のある自衛官の官舎の改善に関する請願

請願者

神戸市 山中実礼 外百三名

紹介議員 若林 洋平君

自衛官は緊急の任務がある場合は数時間で基地  
内に帰ってこなければならぬため、おのずから  
居住場所は制限されている。しかし、基地内の住  
居は軒並み老朽化しており、中には耐震強度すら  
心もとない住居も少なくない。離島や過疎地など  
の勤務地では近隣に民間の賃貸住宅なども望めな  
い場合もある。幹部自衛官など二、三年に一度の  
転勤がある人も多く、過酷な住環境や突然の転勤  
によって結婚や子育てなどの基本的な日常生活に  
すら大きな負担がかかることから隊員の離婚・離  
職率が増え、せつなく訓練を積んだ隊員が  
自衛隊を辞めていくことにつながってしまう。差  
し迫った危機が想定されている昨今、このまま離  
職率が高ければ部隊の運用も難しくなってしまう  
上、耐え忍んで尽力している隊員も自らの生活や

土地を守るという日々のモチベーションが低下し  
てしまう。元々志の高い隊員であるが、日々の生  
活や帰る家庭があればこそ、その家族との生活を  
維持しようという思いを更に強く持つことができ  
き、住んでいる街、国への愛情が自然と育まれる  
ことにより、皆を守るという決意がますます強固  
になっていく。

ついては、次の事項について実現を図られた  
い。

一、自衛官が安心して任務に就ける住環境が整備  
されているかどうか調査し、老朽化した官舎や  
耐震性のない住宅など問題のある住宅について  
は修理、建て替えなど対応すること。

二、急な転勤や民間住宅が基地周辺にない自衛官  
のための住宅を基地の近くに造ること。

三、その他、自衛隊で働く自衛官がその仕事に誇  
りを持ち家族と共に退官まで仕事を続けること  
ができるような対応策を国は考えること。

第六六四号 令和六年三月十二日受理

緊急出動のある自衛官の官舎の改善に関する請願

請願者

香川県仲多度郡多度津町 星山良  
一 外六十五名

紹介議員 江島 潔君

この請願の趣旨は、第六六三号と同じである。

第六八三号 令和六年三月十三日受理

平和、命、暮らしを壊す大軍拡に反対することに  
関する請願

請願者

東京都荒川区 神田武司 外四百  
七十六名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に  
勤務する外務公務員の給与に関する法律の一  
部を改正する法律案

## 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務す る外務公務員の給与に関する法律の一部を改正す る法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する  
法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第  
九十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める在勤  
地」を「在外職員が勤務する在外公館又は在外研修員が研修を受ける場所から八キロメートル以内の地域」  
に、「第十八条の」を「第十八条第一項の」に、「第十八条中」を「同項中」に改める。

第十条第一項中「定める額」の下に「を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣  
が特に必要があると認める在外職員については、当該政令で定める額）」を加え、同条第三項中「適用」の  
下に「その他在勤基本手当の支給」を加える。

第十五条の二第一項中「八千円」の下に「を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務  
大臣が特に必要があると認める在外職員については、年少子女一人につき八千円）」を加え、同条第二項中  
「六歳」を「五歳」に改め、「受けるべきもの」の下に「（五歳の年少子女にあつては、当該教育施設にお



いて教育を受けることについて合理的な理由がある場合として外務大臣が定める場合に該当するもの」を加え、「同項の額」を「八千円」に改め、「加算した額」の下に「を、外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該年少子女一人につき、当該加算した額）を加え、同条第三項中「同項の額」を「八千円」に改め、「加算した額」の下に「を、外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該年少子女一人につき、当該加算した額）を加え、同条第五項中「六歳未満の年少子女」の下には、「（第二項又は第三項の規定の適用を受ける者を除く。）」を加え、「同項の額」を「八千円」に改め、「加算した額」の下に「を、外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該年少子女一人につき、当該加算した額）を加える。」

第十八条中「こえない」を「超えない」に改め、「定める額」の下に「を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該政令で定める額）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 特殊語学手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第十九条第一項中「定める額」の下に「を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外研修員については、同表に定める額）」を加え、同条第二項中「適用」の下に「その他研修員手当の支給」を加える。

第二十一条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2 外国通貨をもつて定められた在外職員の給与を当該外国通貨とは異なる通貨で支給する必要がある場合において、当該外国通貨から当該異なる通貨に換算する際に当該異なる通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

別表第一のうち三 政府代表部の表「アフリカの項中」 「アフリカ連合日本政府代表部」 エチオピア

「アデイスアベバ」 を 「アフリカ連合日本政府代表部」 エチオピア

「ナイロビ」 を 「ナイロビ国際機関日本政府代表部」 ケニア

「ナイロビ」 を 「ナイロビ」 ナイロビ

別表第二を次のように改める。

別表第二 在勤基本手当の基準額（第十条関係）

一 大使館

地 域	所 在 国	号											
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
アジア	インド	790,000	730,000	684,400	661,400	626,900	569,500	512,100	454,600	408,700	385,700	362,700	339,800
	インドネシア	730,000	620,000	577,600	555,300	521,900	466,100	410,300	354,600	310,000	287,700	265,400	243,100
	カンボジア	750,000	700,000	653,800	629,600	593,400	533,000	472,600	412,300	364,000	339,800	315,700	291,500
	シンガポール	920,000	830,000	771,900	741,000	694,700	617,500	540,300	463,100	401,400	370,500	339,600	308,800
	スリランカ	700,000	670,000	633,000	609,700	574,700	516,400	458,100	399,800	353,200	329,800	306,500	283,200
	タイ	780,000	660,000	612,900	588,400	551,600	490,300	429,000	367,700	318,700	294,200	269,700	245,200
	大韓民国	860,000	720,000	674,900	647,900	607,400	539,900	472,400	404,900	350,900	323,900	296,900	270,000
	中華人民共和国	1,020,000	810,000	756,900	727,400	683,200	609,500	535,800	462,100	403,200	373,700	344,200	314,800
	ネパール	750,000	730,000	691,400	669,700	637,200	583,100	529,000	474,800	431,500	409,900	388,200	366,600
	パキスタン	830,000	770,000	727,500	706,000	673,800	620,000	566,300	512,500	469,500	448,000	426,500	405,000
	バングラデシュ	860,000	810,000	771,400	747,300	711,200	651,100	591,000	530,800	482,700	458,700	434,600	410,600
	東ティモール	840,000	820,000	773,300	748,300	710,900	648,600	586,300	524,000	474,100	449,200	424,200	399,300
	フィリピン	730,000	620,000	579,600	557,200	523,700	467,700	411,700	355,800	311,000	288,600	266,200	243,900
	ブータン	750,000	730,000	684,400	661,400	626,900	569,500	512,100	454,600	408,700	385,700	362,700	339,800
	ブルネイ	710,000	680,000	635,100	609,700	571,600	508,100	444,600	381,100	330,300	304,900	279,500	254,100
	ベトナム	660,000	590,000	554,400	533,000	500,900	447,500	394,100	340,600	297,900	276,500	255,100	233,800
	マレーシア	670,000	600,000	564,500	541,900	508,100	451,600	395,200	338,700	293,500	271,000	248,400	225,800
	ミャンマー	760,000	720,000	674,800	651,400	616,300	557,800	499,300	440,900	394,100	370,700	347,300	323,900
	モルディブ	820,000	790,000	743,600	717,500	678,300	612,900	547,500	482,200	429,900	403,700	377,600	351,500
モンゴル	720,000	690,000	653,300	630,700	596,900	540,600	484,300	428,000	382,900	360,400	337,800	315,300	
ラオス	710,000	690,000	644,800	621,400	586,300	527,800	469,300	410,900	364,100	340,700	317,300	293,900	
大洋州	オーストラリア	730,000	660,000	614,500	589,900	553,100	491,600	430,200	368,700	319,500	295,000	270,400	245,800
	キリバス	900,000	870,000	822,400	796,300	757,100	691,900	626,700	561,400	509,200	483,100	457,000	431,000
	クック	710,000	690,000	641,400	615,700	577,200	513,100	449,000	384,800	333,500	307,900	282,200	256,600
	サモア	820,000	790,000	741,800	714,100	672,600	603,400	534,200	465,100	409,700	382,000	354,400	326,700
	ソロモン	860,000	840,000	791,400	765,700	727,200	663,100	599,000	534,800	483,500	457,900	432,200	406,600
	ツバル	680,000	650,000	611,600	588,000	552,500	493,300	434,100	375,000	327,600	304,000	280,300	256,700
トンガ	830,000	800,000	754,300	727,700	687,800	621,400	555,000	488,600	435,400	408,800	382,300	355,700	

地域	所在国	号									別														
		大	使	公	使	特	号	1	号	2	号	3	号	4	号	5	号	6	号	7	号	8	号	9	号
	ナウル	680,000	650,000	611,600	588,000	552,500	493,300	434,100	375,000	327,600	304,000	280,300	256,700												
	ニウエ	710,000	690,000	641,400	615,700	577,200	513,100	449,000	384,800	333,500	307,900	282,200	256,600												
	ニュージーランド	710,000	690,000	641,400	615,700	577,200	513,100	449,000	384,800	333,500	307,900	282,200	256,600												
	バヌアツ	790,000	760,000	711,300	683,600	642,100	573,000	503,900	434,800	379,500	351,800	324,200	296,500												
	パプアニューギニア	870,000	850,000	800,400	774,400	735,300	670,300	605,300	540,200	488,200	462,200	436,200	410,200												
	パラオ	820,000	790,000	737,500	708,800	665,800	594,000	522,300	450,500	393,100	364,400	335,700	307,000												
	フィジー	680,000	650,000	611,600	588,000	552,500	493,300	434,100	375,000	327,600	304,000	280,300	256,700												
	マーシャル	920,000	890,000	833,100	803,400	758,800	684,500	610,200	535,900	476,400	446,700	417,000	387,300												
	ミクロネシア	870,000	840,000	788,900	759,300	715,000	641,100	567,200	493,300	434,200	404,700	375,100	345,600												
北米	アメリカ合衆国	1,180,000	890,000	824,100	791,200	741,700	659,300	576,900	494,500	428,500	395,600	362,600	329,700												
	カナダ	790,000	710,000	659,000	632,600	593,100	527,200	461,300	395,400	342,700	316,300	290,000	263,600												
中南米	アルゼンチン	810,000	780,000	725,100	696,100	652,600	580,100	507,600	435,100	377,100	348,100	319,100	290,100												
	アンティグア・バーブーダ	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300												
	ウルグアイ	890,000	860,000	797,800	765,800	718,000	638,200	558,400	478,700	414,800	382,900	351,000	319,100												
	エクアドル	820,000	790,000	743,800	716,000	674,400	605,000	535,600	466,300	410,800	383,000	355,300	327,500												
	エルサルバドル	810,000	780,000	733,300	707,500	668,900	604,600	540,300	476,000	424,500	398,800	373,000	347,300												
	ガイアナ	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300												
	キューバ	950,000	920,000	868,400	839,600	796,500	724,700	652,900	581,000	523,600	494,800	466,100	437,400												
	グアテマラ	910,000	880,000	830,600	801,000	756,600	682,500	608,400	534,400	475,100	445,500	415,900	386,300												
	グレナダ	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300												
	コスタリカ	800,000	770,000	716,900	689,000	647,200	577,500	507,800	438,100	382,400	354,500	326,600	298,800												
	コロンビア	760,000	730,000	689,500	665,500	629,600	569,600	509,700	449,700	401,700	377,800	353,800	329,800												
	ジャマイカ	790,000	760,000	716,600	690,000	650,000	583,300	516,600	450,000	396,600	370,000	343,300	316,700												
	スリナム	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300												
	セントクリストファー・ネイビス	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300												
	セントビンセント	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300												
	セントルシア	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300												
	チリ	800,000	770,000	714,600	686,000	643,200	571,700	500,200	428,800	371,600	343,000	314,400	285,900												
	ドミニカ	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300												
	ドミニカ共和国	820,000	790,000	746,100	719,900	680,500	614,900	549,300	483,700	431,200	404,900	378,700	352,500												
トリニダード・トバゴ	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300													

地域	所在国	号									別														
		大	使	公	使	特	号	1	号	2	号	3	号	4	号	5	号	6	号	7	号	8	号	9	号
	ニカラグア	820,000	790,000	750,500	726,500	690,500	630,400	570,400	510,300	462,300	438,200	414,200	390,200												
	ハイチ	1,120,000	1,090,000	1,029,000	997,000	949,100	869,200	789,300	709,400	645,500	613,500	581,600	549,600												
	パナマ	730,000	700,000	654,000	628,600	590,600	527,200	463,800	400,400	349,700	324,300	299,000	273,600												
	バハマ	790,000	760,000	716,600	690,000	650,000	583,300	516,600	450,000	396,600	370,000	343,300	316,700												
	パラグアイ	680,000	660,000	620,500	597,700	563,500	506,400	449,400	392,300	346,700	323,800	301,000	278,200												
	バルバドス	970,000	940,000	878,800	845,600	795,900	713,000	630,100	547,300	481,000	447,800	414,700	381,500												
	ブラジル	780,000	730,000	682,800	656,200	616,500	550,200	483,900	417,700	364,600	338,100	311,600	285,100												
	ベネズエラ	990,000	960,000	903,900	873,700	828,500	753,100	677,700	602,300	542,000	511,900	481,700	451,600												
	ベリーズ	780,000	760,000	711,600	685,600	646,500	581,300	516,100	451,000	398,800	372,800	346,700	320,700												
	ペルー	800,000	770,000	723,400	696,400	656,000	588,700	521,400	454,000	400,200	373,200	346,300	319,400												
	ボリビア	830,000	810,000	763,900	740,100	704,500	645,100	585,700	526,300	478,800	455,100	431,300	407,600												
	ホンジュラス	830,000	810,000	766,000	741,400	704,400	642,800	581,200	519,600	470,300	445,700	421,000	396,400												
	メキシコ	850,000	820,000	768,300	738,300	693,400	618,600	543,800	469,000	409,100	379,200	349,200	319,300												
欧州	アイスランド	820,000	790,000	734,600	705,200	661,200	587,700	514,200	440,800	382,000	352,600	323,200	293,900												
	アイルランド	730,000	700,000	657,100	630,800	591,400	525,700	460,000	394,300	341,700	315,400	289,100	262,900												
	アゼルバイジャン	650,000	620,000	584,800	562,200	528,300	471,800	415,300	358,900	313,700	291,100	268,500	245,900												
	アルバニア	750,000	720,000	679,000	653,800	616,100	553,200	490,300	427,400	377,100	351,900	326,800	301,600												
	アルメニア	700,000	670,000	630,900	607,600	572,800	514,700	456,600	398,500	352,100	328,800	305,600	282,400												
	アンドラ	750,000	720,000	673,500	646,600	606,200	538,800	471,500	404,100	350,200	323,300	296,300	269,400												
	イタリア	790,000	710,000	663,400	636,800	597,000	530,700	464,400	398,000	345,000	318,400	291,900	265,400												
	ウクライナ	910,000	880,000	839,300	814,900	778,300	717,400	656,500	595,600	546,800	522,400	498,100	473,700												
	ウズベキスタン	640,000	620,000	578,500	557,500	526,000	473,400	420,900	368,300	326,300	305,200	284,200	263,200												
	英国	980,000	830,000	771,300	740,400	694,100	617,000	539,900	462,800	401,100	370,200	339,400	308,500												
	エストニア	650,000	630,000	586,900	563,400	528,200	469,500	410,800	352,100	305,200	281,700	258,200	234,800												
	オーストリア	880,000	790,000	737,300	707,800	663,500	589,800	516,100	442,400</																



地 域	所 在 国	号									別														
		大	使	公	使	特	号	1	号	2	号	3	号	4	号	5	号	6	号	7	号	8	号	9	号
	キルギス	670,000	650,000	609,700	589,100	558,400	507,100	455,800	404,600	363,500	343,000	322,500	302,000												
	クロアチア	680,000	660,000	614,300	589,700	552,800	491,400	430,000	368,600	319,400	294,800	270,300	245,700												
	コソボ	610,000	590,000	551,200	530,500	499,400	447,700	396,000	344,300	302,900	282,200	261,500	240,800												
	サンマリノ	740,000	710,000	663,400	636,800	597,000	530,700	464,400	398,000	345,000	318,400	291,900	265,400												
	ジョージア	700,000	680,000	634,900	611,500	576,400	517,900	459,400	400,900	354,100	330,700	307,300	284,000												
	スイス	1,060,000	1,020,000	952,500	914,400	857,300	762,000	666,800	571,500	495,300	457,200	419,100	381,000												
	スウェーデン	740,000	720,000	668,000	641,300	601,200	534,400	467,600	400,800	347,400	320,600	293,900	267,200												
	スペイン	700,000	680,000	630,900	605,600	567,800	504,700	441,600	378,500	328,100	302,800	277,600	252,400												
	スロバキア	750,000	720,000	671,300	644,400	604,100	537,000	469,900	402,800	349,100	322,200	295,400	268,500												
	スロベニア	670,000	650,000	604,100	580,000	543,700	483,300	422,900	362,500	314,100	290,000	265,800	241,700												
	セルビア	720,000	690,000	645,800	620,700	583,200	520,600	458,000	395,500	345,400	320,400	295,300	270,300												
	タジキスタン	760,000	740,000	703,400	683,200	652,900	602,400	551,900	501,500	461,100	440,900	420,700	400,500												
	チェコ	810,000	780,000	730,600	701,400	657,600	584,500	511,400	438,400	379,900	350,700	321,500	292,300												
	デンマーク	840,000	810,000	753,900	723,700	678,500	603,100	527,700	452,300	392,000	361,900	331,700	301,600												
	ドイツ	830,000	720,000	674,500	647,500	607,100	539,600	472,200	404,700	350,700	323,800	296,800	269,800												
	トルクメニスタン	1,170,000	1,130,000	1,064,100	1,028,400	974,700	885,300	795,900	706,500	634,900	599,200	563,400	527,700												
	ノルウェー	810,000	780,000	724,800	695,800	652,300	579,800	507,300	434,900	376,900	347,900	318,900	289,900												
	パチカン	740,000	710,000	663,400	636,800	597,000	530,700	464,400	398,000	345,000	318,400	291,900	265,400												
	ハンガリー	670,000	650,000	601,900	577,800	541,700	481,500	421,300	361,100	313,000	288,900	264,800	240,800												
	フィンランド	810,000	780,000	726,100	697,100	653,500	580,900	508,300	435,700	377,600	348,500	319,500	290,500												
	フランス	860,000	720,000	673,500	646,600	606,200	538,800	471,500	404,100	350,200	323,300	296,300	269,400												
	ブルガリア	660,000	630,000	592,300	568,600	533,000	473,800	414,600	355,400	308,000	284,300	260,600	236,900												
	ベラルーシ	690,000	670,000	634,400	612,600	579,900	525,500	471,100	416,600	373,100	351,300	329,500	307,800												
	ベルギー	740,000	720,000	668,300	641,500	601,400	534,600	467,800	401,000	347,500	320,800	294,000	267,300												
	ポーランド	670,000	640,000	600,000	576,000	540,000	480,000	420,000	360,000	312,000	288,000	264,000	240,000												
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	600,000	580,000	542,700	521,900	490,700	438,800	386,900	334,900	293,400	272,600	251,800	231,100												
	ポルトガル	680,000	650,000	609,300	584,900	548,300	487,400	426,500	365,600	316,800	292,400	268,100	243,700												
	マルタ	620,000	600,000	559,500	537,100	503,600	447,600	391,700	335,700	290,900	268,600	246,200	223,800												
	モナコ	750,000	720,000	673,500	646,600	606,200	538,800	471,500	404,100	350,200	323,300	296,300	269,400												
	モルドバ	700,000	680,000	639,000	615,400	580,100	521,200	462,300	403,400	356,300	332,700	309,200	285,600												
	モンテネグロ	720,000	690,000	645,800	620,700	583,200	520,600	458,000	395,500	345,400	320,400	295,300	270,300												
	ラトビア	770,000	740,000	688,500	661,000	619,700	550,800	482,000	413,100	358,000	330,500	302,900	275,400												

地 域	所 在 国	号									別														
		大	使	公	使	特	号	1	号	2	号	3	号	4	号	5	号	6	号	7	号	8	号	9	号
	リトアニア	720,000	700,000	648,300	622,300	583,400	518,600	453,800	389,000	337,100	311,200	285,200	259,300												
	リヒテンシュタイン	1,060,000	1,020,000	952,500	914,400	857,300	762,000	666,800	571,500	495,300	457,200	419,100	381,000												
	ルーマニア	670,000	640,000	599,000	575,000	539,100	479,200	419,300	359,400	311,500	287,500	263,600	239,600												
	ルクセンブルク	730,000	710,000	659,000	632,600	593,100	527,200	461,300	395,400	342,700	316,300	290,000	263,600												
	ロシア	940,000	750,000	706,800	680,500	641,100	575,400	509,700	444,100	391,500	365,200	339,000	312,700												
中東	アフガニスタン	870,000	850,000	809,800	787,400	753,800	697,800	641,800	585,900	541,100	518,700	496,300	473,900												
	アラブ首長国連邦	840,000	810,000	753,100	723,000	677,800	602,500	527,200	451,900	391,600	361,500	331,400	301,300												
	イエメン	1,090,000	1,060,000	1,002,000	971,100	924,800	847,600	770,400	693,200	631,400	600,600	569,700	538,800												
	イスラエル	990,000	890,000	834,800	802,200	753,300	671,800	590,300	508,900	443,700	411,100	378,500	345,900												
	イラク	850,000	830,000	793,000	771,600	739,400	685,800	632,200	578,600	535,700	514,300	492,800	471,400												
	イラン	830,000	810,000	766,000	742,200	706,400	646,800	587,200	527,600	479,900	456,100	432,200	408,400												
	オマーン	770,000	740,000	690,100	663,300	623,100	556,100	489,100	422,100	368,500	341,700	314,900	288,100												
	カタール	800,000	770,000	723,300	695,100	652,900	582,600	512,300	442,000	385,700	357,600	329,400	301,300												
	クウェート	810,000	780,000	734,000	706,600	665,600	597,200	528,800	460,400	405,700	378,300	351,000	323,600												
	サウジアラビア	950,000	920,000	865,500	836,900	794,000	722,400	650,900	579,300	522,100	493,400	464,800	436,200												
	シリア	790,000	770,000	722,800	697,400	659,500	596,200	532,900	469,700	419,000	393,700	368,400	343,100												
	トルコ	730,000	710,000	660,300	635,000	597,200	534,200	471,200	408,200	357,700	332,500	307,300	282,100												
	バーレーン	750,000	720,000	672,500	646,400	607,300	542,000	476,800	411,500	359,300	333,200	307,100	281,000												
	ヨルダン	730,000	710,000	663,500	639,000	602,200	540,800	479,500	418,100	369,000	344,500	319,900	295,400												
	レバノン	900,000	870,000	813,900	784,900	741,500	669,100	596,700	524,300	466,400	437,500	408,500	379,600												
アフリカ	アルジェリア	790,000	760,000	716,800	691,700	654,100	591,400	528,700	466,100	415,900	390,800	365,800	340,700												
	アンゴラ	930,000	900,000	854,000	827,400	787,600	721,200	654,800	588,400	535,300	508,700	482,200	455,600												
	ウガンダ	860,000	830,000	786,900	761,400	723,200	659,500	595,800	532,100	481,200	455,700	430,200	404,800												

地 域	所 在 国	号 別												
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	カメルーン	970,000	940,000	888,000	860,100	818,200	748,400	678,600	608,800	553,000	525,000	497,100	469,200	469,200
	ガンビア	960,000	930,000	882,100	853,600	810,900	739,700	668,500	597,300	540,300	511,800	483,300	454,900	454,900
	ギニア	1,110,000	1,080,000	1,018,400	986,800	939,500	860,700	781,900	703,000	640,000	608,400	576,900	545,400	545,400
	ギニアビサウ	960,000	930,000	882,100	853,600	810,900	739,700	668,500	597,300	540,300	511,800	483,300	454,900	454,900
	ケニア	790,000	770,000	722,000	697,500	660,800	599,600	538,400	477,200	428,200	403,800	379,300	354,800	354,800
	コートジボワール	990,000	960,000	910,900	882,000	838,800	766,700	694,600	622,500	564,900	536,000	507,200	478,400	478,400
	コモロ	850,000	820,000	781,500	757,800	722,400	663,200	604,100	544,900	497,600	473,900	450,300	426,600	426,600
	コンゴ共和国	1,100,000	1,060,000	1,007,800	976,600	930,000	852,200	774,400	696,700	634,400	603,300	572,200	541,100	541,100
	コンゴ民主共和国	1,100,000	1,060,000	1,007,800	976,600	930,000	852,200	774,400	696,700	634,400	603,300	572,200	541,100	541,100
	サントメ・プリンシペ	1,030,000	1,000,000	942,900	911,200	863,600	784,300	705,000	625,700	562,300	530,600	498,900	467,200	467,200
	ザンビア	710,000	690,000	653,500	632,000	599,700	546,000	492,300	438,500	395,500	374,000	352,500	331,100	331,100
	シエラレオネ	900,000	870,000	822,400	796,300	757,100	691,900	626,700	561,400	509,200	483,100	457,000	431,000	431,000
	ジブチ	1,000,000	980,000	922,100	892,800	848,900	775,700	702,500	629,300	570,700	541,400	512,100	482,900	482,900
	ジンバブエ	980,000	950,000	904,100	876,400	834,700	765,300	695,900	626,500	570,900	543,200	515,400	487,700	487,700
	スーダン	1,090,000	1,060,000	1,004,900	973,900	927,400	849,900	772,400	694,900	632,900	601,900	570,900	540,000	540,000
	セーシェル	760,000	730,000	684,000	658,600	620,600	557,200	493,800	430,400	379,700	354,300	329,000	303,600	303,600
	赤道ギニア	1,030,000	1,000,000	942,900	911,200	863,600	784,300	705,000	625,700	562,300	530,600	498,900	467,200	467,200
	セネガル	960,000	930,000	882,100	853,600	810,900	739,700	668,500	597,300	540,300	511,800	483,300	454,900	454,900
	ソマリア	790,000	770,000	722,000	697,500	660,800	599,600	538,400	477,200	428,200	403,800	379,300	354,800	354,800
	タンザニア	810,000	780,000	739,400	715,800	680,400	621,500	562,600	503,600	456,500	432,900	409,300	385,800	385,800
	チャド	970,000	940,000	888,000	860,100	818,200	748,400	678,600	608,800	553,000	525,000	497,100	469,200	469,200
	中央アフリカ	970,000	940,000	888,000	860,100	818,200	748,400	678,600	608,800	553,000	525,000	497,100	469,200	469,200
	チュニジア	630,000	610,000	571,500	551,300	520,900	470,300	419,700	369,100	328,600	308,400	288,100	267,900	267,900
	トーゴ	990,000	960,000	910,900	882,000	838,800	766,700	694,600	622,500	564,900	536,000	507,200	478,400	478,400
	ナイジェリア	1,040,000	1,020,000	961,500	932,200	888,400	815,200	742,100	668,900	610,400	581,100	551,900	522,600	522,600
	ナミビア	720,000	690,000	654,800	632,200	598,300	541,800	485,300	428,900	383,700	361,100	338,500	315,900	315,900
	ニジェール	990,000	960,000	910,900	882,000	838,800	766,700	694,600	622,500	564,900	536,000	507,200	478,400	478,400
	ブルキナファソ	950,000	920,000	875,300	849,400	810,700	746,200	681,700	617,200	565,500	539,700	513,900	488,100	488,100
	ブルンジ	820,000	790,000	748,300	724,300	688,400	628,600	568,800	509,000	461,100	437,200	413,200	389,300	389,300
	ベナン	890,000	860,000	816,400	791,300	753,700	691,100	628,500	565,800	515,700	490,700	465,600	440,600	440,600

地 域	所 在 国	号 別												
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	ボツワナ	720,000	700,000	661,100	639,100	606,200	551,400	496,600	441,700	397,900	375,900	354,000	332,100	332,100
	マダガスカル	850,000	820,000	781,500	757,800	722,400	663,200	604,100	544,900	497,600	473,900	450,300	426,600	426,600
	マラウイ	880,000	860,000	814,400	789,400	751,900	689,500	627,100	564,600	514,700	489,700	464,700	439,800	439,800
	マリ	990,000	960,000	909,300	882,100	841,300	773,400	705,500	637,600	583,200	556,000	528,900	501,700	501,700
	南アフリカ共和国	720,000	660,000	617,400	595,100	561,600	505,900	450,200	394,500	349,900	327,600	305,300	283,000	283,000
	南スーダン	980,000	950,000	904,900	877,900	837,400	769,900	702,400	634,900	580,900	553,900	526,900	500,000	500,000
	モーリシャス	730,000	710,000	669,300	646,100	611,300	553,400	495,500	437,600	391,200	368,000	344,900	321,700	321,700
	モリタニア	990,000	960,000	910,300	883,000	842,200	774,200	706,200	638,200	583,700	556,500	529,300	502,100	502,100
	モザンビーク	820,000	800,000	759,900	737,100	702,900	645,900	588,900	531,900	486,300	463,500	440,700	418,000	418,000
	モロッコ	710,000	680,000	637,300	612,600	575,500	513,800	452,100	390,400	341,000	316,300	291,600	266,900	266,900
	リビア	840,000	820,000	774,100	750,000	713,700	653,300	592,900	532,500	484,100	460,000	435,800	411,700	411,700
	リベリア	900,000	870,000	822,400	796,300	757,100	691,900	626,700	561,400	509,200	483,100	457,000	431,000	431,000
	ルワンダ	820,000	790,000	748,300	724,300	688,400	628,600	568,800	509,000	461,100	437,200	413,200	389,300	389,300
	レソト	680,000	660,000	617,400	595,100	561,600	505,900	450,200	394,500	349,900	327,600	305,300	283,000	283,000



二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別									
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アジア	コルカタ	690,000	669,100	634,100	575,900	517,700	459,400	412,800	389,500	366,200	343,000
	チェンナイ	720,000	697,000	660,400	599,200	538,100	476,900	428,000	403,500	379,100	354,600
	ベンガルール	700,000	681,800	646,100	586,500	526,900	467,400	419,700	395,900	372,100	348,300
	ムンバイ	740,000	700,500	663,600	602,100	540,600	479,100	429,900	405,300	380,700	356,100
	スラバヤ	600,000	558,800	527,000	474,000	421,000	368,000	325,600	304,400	283,200	262,000
	デンバサル	530,000	515,700	484,900	433,500	382,100	330,800	289,700	269,100	248,600	228,100
	メダン	550,000	539,600	509,500	459,300	409,100	358,900	318,700	298,600	278,500	258,500
	チェンマイ	580,000	559,200	524,300	466,000	407,800	349,500	302,900	279,600	256,300	233,000
	済州	670,000	647,900	607,400	539,900	472,400	404,900	350,900	323,900	296,900	270,000
	釜山	660,000	610,900	572,700	509,100	445,500	381,800	330,900	305,500	280,000	254,600
	広州	740,000	684,700	641,900	570,600	499,300	428,000	370,900	342,400	313,800	285,300
	上海	800,000	747,500	700,800	622,900	545,000	467,200	404,900	373,700	342,600	311,500
	重慶	680,000	629,800	591,700	528,200	464,700	401,200	350,300	324,900	299,500	274,100
	瀋陽	690,000	643,000	604,100	539,200	474,300	409,400	357,500	331,500	305,600	279,600
	青島	680,000	633,800	594,200	528,200	462,200	396,200	343,300	316,900	290,500	264,100
	香港	930,000	865,200	811,100	721,000	630,900	540,800	468,700	432,600	396,600	360,500
	カラチ	740,000	704,900	674,300	623,300	572,300	521,400	480,600	460,200	439,800	419,400
	セブ	530,000	519,000	487,900	436,000	384,100	332,300	290,800	270,000	249,300	228,600
	ダバオ	530,000	519,000	487,900	436,000	384,100	332,300	290,800	270,000	249,300	228,600
ダナン	520,000	502,700	473,100	423,700	374,300	324,900	285,400	265,700	245,900	226,200	
ホーチミン	600,000	559,500	525,800	469,600	413,400	357,200	312,200	289,800	267,300	244,800	
ベナン	540,000	527,500	494,600	439,600	384,700	329,700	285,700	263,800	241,800	219,800	
大洋州	シドニー	640,000	591,600	554,600	493,000	431,400	369,800	320,500	295,800	271,200	246,500
	パース	600,000	581,200	544,800	484,300	423,800	363,200	314,800	290,600	266,400	242,200
	ブリスベン	630,000	584,600	548,100	487,200	426,300	365,400	316,700	292,300	268,000	243,600
	メルボルン	650,000	606,600	568,700	505,500	442,300	379,100	328,600	303,300	278,000	252,800
	オークランド	640,000	620,500	581,700	517,100	452,500	387,800	336,100	310,300	284,400	258,600
北米	アトランタ	840,000	778,700	730,000	648,900	567,800	486,700	421,800	389,300	356,900	324,500

地 域	所 在 地	号 別									
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
	サンフランシスコ	880,000	819,800	768,600	683,200	597,800	512,400	444,100	409,900	375,800	341,600
	シアトル	830,000	773,400	725,100	644,500	563,900	483,400	418,900	386,700	354,500	322,300
	シカゴ	870,000	812,300	761,500	676,900	592,300	507,700	440,000	406,100	372,300	338,500
	デトロイト	790,000	730,800	685,100	609,000	532,900	456,800	395,900	365,400	335,000	304,500
	デンバー	780,000	749,600	702,800	624,700	546,600	468,500	406,100	374,800	343,600	312,400
	ナッシュビル	830,000	769,400	721,400	641,200	561,100	480,900	416,800	384,700	352,700	320,600
	ニューヨーク	1,010,000	872,300	817,800	726,900	636,000	545,200	472,500	436,100	399,800	363,500
	ハガツニヤ	720,000	694,200	650,800	578,500	506,200	433,900	376,000	347,100	318,200	289,300
	ヒューストン	810,000	752,300	705,300	626,900	548,500	470,200	407,500	376,100	344,800	313,500
	ボストン	880,000	819,100	767,900	682,600	597,300	512,000	443,700	409,600	375,400	341,300
	ホノルル	840,000	776,200	727,700	646,800	566,000	485,100	420,400	388,100	355,700	323,400
	マイアミ	800,000	742,400	696,000	618,700	541,400	464,000	402,200	371,200	340,300	309,400
	ロサンゼルス	900,000	833,600	781,500	694,700	607,900	521,000	451,600	416,800	382,100	347,400
	カルガリー	630,000	610,000	571,800	508,300	444,800	381,200	330,400	305,000	279,600	254,200
	トロント	690,000	643,700	603,500	536,400	469,400	402,300	348,700	321,800	295,000	268,200
	バンクーバー	710,000	656,000	615,000	546,700	478,400	410,000	355,400	328,000	300,700	273,400
	モントリオール	650,000	631,700	592,200	526,400	460,600	394,800	342,200	315,800	289,500	263,200
中南米	クリチバ	670,000	651,100	611,600	545,900	480,200	414,400	361,800	335,500	309,200	283,000
	サンパウロ	730,000	681,900	640,600	571,600	502,700	433,700	378,500	351,000	323,400	295,800
	マナウス	730,000	712,700	673,800	608,900	544,000	479,200	427,300	401,300	375,400	349,500
	リオデジャネイロ	760,000	710,800	669,500	600,700	531,900	463,000	408,000	380,400	352,900	325,400
	レシフェ	680,000	655,200	617,300	554,300	491,300	428,200	377,800	352,600	327,400	302,200
	レオン	690,000	666,900	626,500	559,100	491,700	424,300	370,400	343,500	316,500	289,600
欧州	ミラノ	710,000	657,800	616,700	548,200	479,700	411,200	356,300	328,900	301,500	274,100
	エディンバラ	740,000	711,800	667,400	593,200	519,100	444,900	385,600	355,900	326,300	296,600
	バルセロナ	640,000	617,500	578,900	514,600	450,300	386,000	334,500	308,800	283,000	257,300
	デュッセルドルフ	690,000	646,000	605,600	538,300	471,000	403,700	349,900	323,000	296,100	269,200
	ハンブルク	660,000	643,000	602,800	535,800	468,800	401,900	348,300	321,500	294,700	267,900
	フランクフルト	690,000	643,600	603,300	536,300	469,300	402,200	348,600	321,800	295,000	268,200

地 域	所 在 地	号 別										
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
	ミュンヘン	670,000	649,100	608,500	540,900	473,300	405,700	351,600	324,500	297,500	270,500	
	ストラスブール	690,000	643,700	603,500	536,400	469,400	402,300	348,700	321,800	295,000	268,200	
	マルセイユ	650,000	627,600	588,400	523,000	457,600	392,300	340,000	313,800	287,700	261,500	
	ウラジオストク	650,000	613,800	579,200	521,500	463,800	406,100	360,000	336,900	313,800	290,800	
	サンクトペテルブルク	670,000	645,200	608,000	546,000	484,000	422,000	372,400	347,600	322,800	298,000	
	ハバロフスク	650,000	613,800	579,200	521,500	463,800	406,100	360,000	336,900	313,800	290,800	
	ユジノサハリンスク	690,000	643,300	606,900	546,100	485,300	424,600	376,000	351,700	327,400	303,100	
中東	ドバイ	790,000	763,700	716,000	636,400	556,900	477,300	413,700	381,800	350,000	318,200	
	ジッダ	790,000	770,400	727,900	657,000	586,100	515,300	458,600	430,200	401,900	373,500	
	イスタンブール	680,000	635,100	596,700	532,600	468,500	404,500	353,200	327,600	301,900	276,300	

三 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別											
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アジア	ジャカルタ (東南アジア諸国連合)	640,000	620,000	577,600	555,300	521,900	466,100	410,300	354,600	310,000	287,700	265,400	243,100
北米	ニューヨーク (国際連合)	1,160,000	980,000	908,600	872,300	817,800	726,900	636,000	545,200	472,500	436,100	399,800	363,500
	モントリオール (国際民間航空機関)	730,000	710,000	658,000	631,700	592,200	526,400	460,600	394,800	342,200	315,800	289,500	263,200
欧州	ローマ (在ローマ国際機関)	740,000	710,000	663,400	636,800	597,000	530,700	464,400	398,000	345,000	318,400	291,900	265,400
	ウィーン (在ウィーン国際機関)	820,000	790,000	737,300	707,800	663,500	589,800	516,100	442,400	383,400	353,900	324,400	294,900
	ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)	1,210,000	1,020,000	946,100	908,300	851,500	756,900	662,300	567,700	492,000	454,100	416,300	378,500
	(軍縮会議)	1,050,000	1,020,000	946,100	908,300	851,500	756,900	662,300	567,700	492,000	454,100	416,300	378,500
	パリ (経済協力開発機構)	800,000	720,000	673,500	646,600	606,200	538,800	471,500	404,100	350,200	323,300	296,300	269,400
	(国際連合教育科学文化機関)	750,000	720,000	673,500	646,600	606,200	538,800	471,500	404,100	350,200	323,300	296,300	269,400
	ブリュッセル (欧州連合)	800,000	720,000	668,300	641,500	601,400	534,600	467,800	401,000	347,500	320,800	294,000	267,300
	(北大西洋条約機構)	740,000	720,000	668,300	641,500	601,400	534,600	467,800	401,000	347,500	320,800	294,000	267,300
アフリカ	アディスアベバ (アフリカ連合)	870,000	850,000	802,900	778,400	741,600	680,300	619,000	557,700	508,700	484,200	459,700	435,200
	ナイロビ (在ナイロビ国際機関)	790,000	770,000	722,000	697,500	660,800	599,600	538,400	477,200	428,200	403,800	379,300	354,800



附 則

この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。